

## 那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和2年9月8日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 勝村 晃夫 副委員長 小泉 周司  
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行  
委員 笹島 猛 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田 耕四郎  
事務局長 渡邊 荘一 次長 横山 明子  
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 谷口 克文 企画部長 大森 信之  
秘書広聴課長 会沢 義範 秘書広聴課課長補佐 海野 直人  
秘書広聴課シティプロモーション推進室長 高畠 俊久  
政策企画課長 益子 学 政策企画課課長補佐 岡本 哲也  
総務部長 加藤 裕一 総務課長 飛田 良則  
総務課課長補佐 飛田 建 総務課行財政推進室長 稲田 政徳  
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 浜名 哲士  
税務課長 茅根 政雄 税務課長補佐 会沢 正志  
収納課長 小林 正博 収納課課長補佐 高畠 啓子  
瓜連支所長 片野 弘道 瓜連支所課長補佐 南波三千代  
市民生活部長兼危機管理監 桧山 達男 防災課長 秋山 光広  
防災課課長補佐 植田 徹也 防災課防災G長 舘 政則  
市民協働課長 玉川 一雄 市民協働課課長補佐 大曾根香澄  
市民課長 高安 正紀 市民課長補佐 会沢 和代  
環境課長 関 雄二 環境課長補佐 萩野谷 真  
建築課長 渡邊 勝巳 会計管理者兼会計課長 清水 貴  
消防本部消防長 山田 三雄 消防本部総務課長 大谷 貞章  
消防本部総務課長補佐 堀江 正美 消防本部予防課長 元木 利光  
消防本部予防課長補佐 森田 伸一 消防本部警防課長 小田部茂生  
消防本部警防課長補佐 後藤 健仁 請願者 田村 武夫  
請願者 川崎 敏明

会議に付した事件

(1) 議案第54号 那珂市税条例の一部を改正する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第55号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第56号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第59号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第60号 令和2年度那珂地方公平委員会特別会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第5号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第63号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第66号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共  
団体の協議について  
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第67号 防災情報システム整備事業の変更契約の締結について  
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について  
…原案のとおり認定すべきもの
- (11) 請願第2号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」  
の提出を求める請願書について  
…採択すべきもの
- (12) 那珂IC周辺を核とした活力あふれるまちづくりについて  
…執行部より報告あり
- (13) (仮称)四中学区コミュニティセンター整備に係る経過報告について  
…執行部より報告あり
- (14) 下江戸地区の大規模太陽光発電について  
…執行部より報告あり
- (15) 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の不適正事案について  
…執行部より報告あり
- (16) その他

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

本日の常任委員会、議案が 21 件、報告 4 件、そして請願が 1 件となっておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、台風が過ぎたということで、台風一過で涼しくなると思いましたが、また今日は大変、茨城県のほうでも、水戸市が 34 度、古河市で 35 度というような予報が出ております。那珂市においても 32 度の予想でございます。どうかお体にはお気をつけていただきたいと思っております。

それでは、座らせていただきます。

一つ申し上げておきますが、請願の 1 件につきましては、途中になるかと思うんですが、午後 1 時から請願者が説明に来たいということですので、午後 1 時からにしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において、手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用しかつ簡潔明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は 6 名でございます。欠席者はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

残暑厳しい中でございます。ひとつ、総務生活常任委員会、慎重なるご審議を賜りたい。執行部におかれましても簡潔丁寧な答弁を切にお願いをしないと、こういうふうに思っております。ひとつ暑い中ですが、慎重審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。ご苦労さまです。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。今日は、総務生活常任委員会にご出席、大変お疲れさまでございます。

昨日、大型で非常に強い台風 10 号が日本を通過しました。九州地方は令和 2 年 7 月豪雨に引き続いての台風ということで、大変な事態ではないかと思っております。被災された方々にお見舞いを、また、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げたいと思いま

す。

昨今は、温暖化の影響が異常気象が続いております。いつ災害が発生するか分かりませんので、那珂市におきましても準備を進めているところでございます。7月1日には、職員の参集訓練を実施し、第2回定例会において議決をいただきました避難所用ベッド、パーティションは間もなく納品となり、これを活用した避難所運営訓練を今月30日に予定しております。さらに、建設業協会と災害時における消防活動の協力に関する協定を締結し、8月21日には東京電力パワーグリッド株式会社と災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定を締結したところでございます。委員の皆様方におかれましては、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、決算及び議案10件、協議・報告案件が4件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりでございます。

先ほど申し上げましたように請願第2号につきましては、午後1時から請願者の説明を予定しているため、審議順が変更となることがございますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、那珂地方公平委員会特別会計予算の最終ページ、6ページの次のページをお願いいたします。

議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正になります。

事項、マイナンバーカード交付予約管理システム、期間、令和2年度から令和7年度まで、限度額836万1,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正になります。

起債の目的、臨時財政対策債、補正後、限度額6億8,732万8,000円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

8ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 6 億 5,890 万 5,000 円。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 5,494 万 9,000 円、2 目民生費国庫補助金 145 万 1,000 円、3 目衛生費国庫補助金 79 万円、6 目教育費国庫補助金 440 万 4,000 円。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 258 万 9,000 円。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 6 億 3,526 万 5,000 円の減、2 目他会計繰入金 1,557 万 5,000 円。

9 ページをお願いいたします。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2,364 万 2,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、2 目過年度収入 632 万 2,000 円、4 目雑入 11 万 3,000 円。

22 款市債、1 項市債、9 目臨時財政対策債 6,908 万 9,000 円。

10 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財政管理費 51 万 6,000 円、5 目財産管理費 350 万円、6 目企画費 1,800 万円、7 目コミュニティ費 350 万円。

11 ページをお願いいたします。

2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費 804 万 3,000 円。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 495 万 1,000 円。

13 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 100 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 すみません、何点か質問します。

まず、庁舎管理費、備品購入、これは何を買って、どのように使うのか教えてください。

財政課長 こちらは、今回の補正予算のほかの部分でも上げております備品購入費、その他備品でございますが、こちらは温度感知をする A I センサーカメラの購入費になってございます。

以上でございます。

副委員長 画面で温度が分かるセンサーを入れるということになりますかね。これを庁舎の入り口に置くということですか。これ問題は、入れてどう管理するんですか。それが鳴った場合には入らないようにするんですか。それともあくまでも来場者へのこういうこと

をやっているんで、熱がある方は入ってこないようにという抑止効果の意味で入れるんですか。そのあたりはどうなんでしょう。

財政課長 基本的には今、委員おっしゃったとおり、抑止効果のほうで考えてございます。

副委員長 そうしますと、入れないとかではなくて、あくまでも温度管理をして、通常だと7度5分以上の方は来庁はしないでくださいという中で、それがあって、アラームか何か鳴るんですかね、警告を与えると。抑止効果があるよということですね。分かりました。ありがとうございます。

それからもう一点、申告相談事務派遣、これは申告業務を外部委託するというところしいのかなと思います。その業務委託する背景と、それともう一点は、当然その分、費用対効果で何かしらの効果があるのかなというふうに思いますが、そのあたりは説明願えますでしょうか。

税務課長 税務課長の茅根です。よろしく願いいたします。

今の委員のご質問ですが、まず背景としましては、例年各課のほうから人を集めまして、その人員を確保して申告業務をしておりましたが、今回コロナウイルスの対策対応で各課が負われておりますので、その分につきまして人員確保のために派遣事務員を雇用するものでございます。

効果といたしましては、まず1つには、人件費の削減と、それから職員の健康管理ということがございます。人件費につきましては、期間中の延べ動員が330名、人件費として450万円程度、さらには超過勤務として350万円程度の予算を確保してございますが、これを事務の派遣の費用に充てまして、職員は通常業務、通常申告業務、その後、夜の残務整理をしますが、それを削減し健康管理を努めるものでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかに。

笹島委員 政策企画課のほうでいい那珂応援団、子育て住宅事業1,800万円かな、これ使っているんですけども、これどういう、住宅取得に補助をしてあげるといふ単純なものでいいんですか。

政策企画課長 政策企画課でございます。

こちらにつきましては、子育て世帯の方が那珂市内に初めて住宅を取得した場合に助成するものでございまして、既に那珂市にお住まいの方が住宅を取得した場合は10万円、市外にお住まいの方が那珂市に住宅を取得した場合は20万円を助成するものでございます。

今年度の申請状況が昨年度のペースを上回っておりまして、8月末時点で申請金額が既に当初予算の75%となっておりますことから、今後予算の不足が見込まれますので、増額の補正予算をお願いするというものでございます。

以上です。

笹島委員 大体、結構じゃ人気があって、これ各市町村でもやっていると思うんですけども、同じように、競争になっていると思うんですけども、那珂市は結構そういうのが人気あるのかな、そういうあれで。何人くらい大体来ているんですか、それに対して。

政策企画課長 昨年度の実績の件数で申し上げますと 194 件で、その転入してきた家族も含めると 650 人の方が移住・定住していただいているという状況でございます。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 15 分)

再開 (午前 10 時 17 分)

委員長 再開いたします。

委員の皆様申し上げます。

ここからは担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。

また、今回は決算の審議でございます。そのため決算の質疑については、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いいたします。

それでは、順次、審議を行います。

消防本部が出席いたしました。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 消防本部総務課、課長の大谷です。ほか7名が出席しております。よろしくお願いたします。

決算書の180ページをお開きください。

なお、決算主要施策調書については118ページから121ページまでが消防本部所管事業となっております。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

182ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費8億5,591万1,882円、不用額のうち主なものは11節需用費、不用額118万2,145円、理由といたしまして、常備消防総務管理事業の光熱水費、電気料、水道料が主な不用額でございます。

その他記載のとおりでございます。

186ページをお開きください。

非常備消防費についてご説明いたします。

2目非常備消防費3,367万3,323円。

その他記載のとおりでございます。

同ページ下段になります。

消防施設費についてご説明いたします。

3目消防施設費8,034万6,225円、不用額のうち主なものは、15節工事請負費20万9,000円、理由としましては、決算主要施策調書119ページに記載されております消防本部庁舎改修事業の25年経過した東消防署1階部分空調機更新工事に伴う入札差金が主な不用額でございます。

18節備品購入費、決算主要施策調書121ページに記載されております常備消防車両整備事業において、19年が経過した東消防署、水槽付消防ポンプ自動車を購入、更新しております。

その他記載のとおりでございます。

188ページをお開きください。

水防費についてご説明いたします。

4目水防費13万6,045円。

その他記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

以上で消防本部所管の審議を終了いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午前 10 時 22 分）

再開（午前 10 時 23 分）

委員長 再開いたします。

税務課と収納課が出席いたしました。

議案第 54 号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の茅根です。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

収納課長 収納課長の小林です。ほか 2 名が出席をしております。どうぞよろしくお願いたします。

税務課長 それでは、議案書の 6 ページをお願いいたします。

議案第 54 号 那珂市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日、令和 2 年 4 月 30 日にそれぞれ公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

35 ページをお願いいたします。

議案第 54 号の説明資料に基づきましてご説明いたします。

主な改正の内容といたしましては、2 の（1）個人住民税、独り親税制の見直し、独り親控除の新設でございます。今回の改正によりまして、全ての独り親の子供に対して公平な税制を実現する観点から、離婚歴の有無による不公平と、男性独り親と女性の独り親間の不公平を同時に解消するため、下記の点について改正を行うものでございます。

まず、アにつきましてですが、未婚の独り親が生計を一にする子を有し、この総所得金額の合計額が 48 万円以下でありかつ未婚の独り親の合計所得金額が 500 万円以下である場合について控除が適用になる内容でございます。

次のイにつきましては、独り親控除の適用について、寡婦である女性、男性ともに合計所得金額 500 万円以下の所得制限を設ける内容でございます。

次のウにつきましては、寡婦の要件について、住民票で事実婚であることが明記される場合は除くという内容でございます。

次のエにつきましては、子がいる男性の寡夫控除につきましても、改正前は所得税が 27 万円、住民税が 26 万円の控除額であったものを子のいる女性の寡婦と同額になり、所得税が 35 万円、住民税が 30 万円の変更となる内容でございます。

次の（2）につきまして、たばこ税の内容となります。

改正内容といたしましては、軽量の葉巻たばこの税率改正となります。

軽量な葉巻たばこを俗称としてリトルシガーと呼ばれておりますが、一般的な紙巻きたばこと異なり、本数単位での数えではなく、葉巻と同じようにたばこの重さで課税されております。リトルシガーにつきましては、一般的な紙巻きたばこと類似しており、公平な課税の観点から令和2年10月から、重量による2段階で税負担になる改正が下記のように行われている。

アとしまして、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税標準額につきましては、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に変更となります。

36ページをお願いいたします。

イにつきましては、今回の改正について、令和2年10月1日から実施されますが、激変緩和の観点から、令和3年9月30日までの間については1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限るとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する経過措置を取る内容でございます。

参考に、今回の説明内容につきまして、令和2年10月からと令和3年10月からの2段階の改正についての記載と令和2年10月からの1箱当たりの金額の目安についても、変更前と変更後で記載をさせていただいております。

次の(3)につきましてですが、こちらは法人市民税の連結納税制度廃止に伴う規定の整理の改正内容でございます。

企業グループ内の個々の法人損益を通算するなど、連結納税制度につきましてはグループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度であります。企業の事務負担の軽減などの観点から、換算、通算などの基本的な枠組みは維持をしながら、簡素化するなどの見直しが行われています。グループ通算制度に移行する内容に伴う改正となっております。

次の(4) 地方税の還付加算金等が引下げと名称変更でございます。

地方税の還付加算金、徴収猶予等の納期限の延長に伴う割合について、市中金利実情を踏まえて引下げをする内容となっております。また、還付加算金についても「特例基準割合」が「還付加算金特例基準割合」に、徴収猶予に伴う延滞金についての「特例基準割合」が「猶予特例基準割合」にそれぞれ名称が変更となります。

参考で、下記にも記載がありますが、改正前においては特例基準割合として現行の平均貸付割合1.6%に1%加えたものがありましたが、改正後につきましては1%を加えたものから0.5%に軽減されるものになります。

なお、平均貸付割合については、銀行等の新規での短期貸出約定平均金利を基準とし、財務大臣が告知する割合となっております。

37ページをお願いいたします。

次の(5)でございますが、こちらは個人市民税の新型コロナウイルス感染拡大に伴う税制支援といたしまして、寄附金控除及び住宅借入金特別控除の特例の新設の内容の説

明となっております。

アとしまして、政府の自粛要請を踏まえて、文化・芸術やスポーツイベントなどで令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定のものについてかつ不特定多数の方を対象としているものが中止となり、観客などが支払い請求を放棄した場合、所得税、住民税の寄附金控除の対象に含めることができる内容でございます。

なお、寄附金税額控除の対象となるイベントにつきましては、1としまして、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催、または開催予定の不特定かつ多数の者を対象とする文化・芸術、スポーツイベントであること。②としまして、政府の自粛要請を踏まえて中止、延期、規模の縮小を行われたイベントであること。③としまして、1及び2に該当し、主催者が文化庁、またはスポーツ庁へ申請し、それを文部科学大臣が指定しかつ那珂市が指定するイベントであること。

なお、那珂市が指定するイベントにつきましては、文部科学大臣が指定した全てのイベントとなります。

4といたしまして、特例を用いた寄附金控除の対象金額につきましては、20万円が上限となります。

イにつきましてはですが、こちらは新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金特別控除の特例の新設の説明になります。

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって、住宅への入居が令和2年12月末までに入居できない場合でも、一定の期間、住宅取得契約を行っているなどの要件を満たしていれば、特例措置の対象となります。

①としまして、一定の期間までの契約が行われていること。こちらは注文住宅を新設する場合につきましては、令和2年9月まで、分譲住宅や既存住宅を取得する場合及び増改築等をする場合については令和2年11月までとなります。

②につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅、または増改築等を行った住宅への入居が遅れたことが適用要件になっております。

次の(6)であります、この改正につきましては、項のずれなどの修正となっております。

38ページをお願いいたします。

3の施行日でございます。

令和2年10月1日施行につきましては、葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法の1段階目の見直しについて。

令和3年1月1日施行につきましては、独り親控除の新設、地方税の還付加算金の引下げ、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例の新設、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金特別控除の特例の新設。

令和3年10月1日施行につきましては、葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法の2段階目の見直し。

令和4年4月1日施行につきましては、連結納税制度廃止に伴う規定の整理となっております。

なお、議案第54号の詳細な改正本文などにつきましては、議案書の7ページから34ページ、改正条例本文、新旧対照表、改正する条例の概要となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これあれですか、その法人税のあれは、こういうコロナ禍で、厳しい中で、法人市民税、事業税とか、減免とか何か、こういうのはやらないよね。

税務課長補佐 お答えします。

今回の改正につきましては、減免というよりは、今までの連結納税制度という制度からグループ納税制度への移行に係る関連の条例改正となっております。

以上でございます。

笹島委員 単なる今までの条例を改正するだけだよね。

税務課長補佐 そのとおりでございます。

笹島委員 目新しいものは何もないということで、改正だけだからね。

税務課長補佐 特に今回、このグループ納税制度のほうの適用になる、該当する法人のほうは、現在、那珂市のほうでは適用対象となっております。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、この個人住民税、今までは独り親の、女性の方のときはあれしていたけれども、今度、男の方にも不公平がないようにということで、その控除云々の新設したということです。これ年収500万円という意味ですか、これは。

税務課長補佐 お答えします。

年収というか、所得ですね。所得で500万円以下の場合に、今回適用対象ということで、今まで女性の寡婦に関しましては、500万円を超えましても適用、該当になっていましたけれども、今回から一律、男性、女性問わず同額の控除額ということに変更になってございます。

以上です。

笹島委員 その所得、年間500万円って結構なもんですよね、そういうお子様が1人、2人いたりしてもですね。なかなか女性の、正社員の方だったらあれですけども、パートとか何とかということになっては、もう200万、300万円の世界だから、500万円あれというのは結構なあれですよ。そこはやはりちょっと違うような気がするんですけど

も、その年収の差によってですね、今の時代とちょっとね。それをどういうふうにか  
られているの、これは決められたものなんですか、この年収というのは、ずっと前から。  
税務課長補佐 お答えします。

改正前につきましては、女性に関しましては 500 万円以下の方が 35 万円の控除、500  
万円超えた方は 27 万円の控除がございました。それが今回、男性、女性、男女平等とい  
う観点からだと思うんですけども、男性、女性問わず 500 万円以下に関して全て控除  
の適用を統一化するというのが国の指針の内容となっております。

以上でございます。

笹島委員 国の指針では、ずっと 500 万円以下というものは、そのまま関係なくして続い  
てきているわけですね、そうすると。それで、ただ単に男親が今、そういう男女平等とい  
う時代になってきたからって、それをただ追加したということでもいいんですか。

税務課長補佐 そのとおりでございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか、ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第 55 号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 それでは、議案書の 39 ページをお願いいたします。

議案第 55 号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公  
布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

40 ページをお願いいたします。

主な改正内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律改正に伴い、附則第  
61 条が第 63 条に改正に伴う項ずれの対応などを行うものです。

施行期日ですが、令和 3 年 1 月 1 日から施行となります。

なお、議案第 55 号の詳細な改正本文などにつきましては、議案書 40 ページから 42 ペ  
ージの改正条例本文、新旧対照表、改正する条例の概要の順となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 55 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について一括して説明をお願いいたします。

税務課長 税務課です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、18 ページをお願いいたします。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款市税、1 項市民税 30 億 644 万 4,374 円、収納率につきましては 97.6%となっております。前年度対比 0.4 ポイント増となっております。

2 項固定資産税 32 億 9,488 万 7,051 円で、収納率につきましては 96.3%、前年対比 0.1 ポイント増でございます。

続きまして、3 項軽自動車税 1 億 7,626 万 9,653 円、収納率につきましては 91.5%、前年対比 0.4%増でございます。

4 項市たばこ税 3 億 6,673 万 5,429 円、収納率は 100%でございます。

5 項都市計画税 3 億 1,449 万 6,983 円、収納率 96.2%、前年対比 0.2 ポイント増でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、歳出の所管部分について一括して説明をお願いいたします。

税務課長 98 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費 4,241 万 2,419 円の備考欄のうち、備考欄の一番下、市税等過誤納還付金 1,826 万 8,007 円になります。

続きまして、100 ページをお願いいたします。

2 項徴税費、1 目税務総務費 1 億 8,202 万 3,472 円。

102 ページをお願いいたします。

2 目賦課徴収費 9,386 万 1,474 円、主なものといたしましては、104 ページをお願いいたします。

主要施策調書につきましては 21 ページをお願いいたします。

こちら備考欄の上、固定資産税台帳整備事業 5,338 万 4,744 円になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 すみません、これ主要施策調書なんですけど、事業内容のところに各事業内容が書いてあるんですけど、この 5,338 万 5,000 円の内訳と申しますか、それぞれの金額がこれでは分からないので、それぞれの金額を教えてください。

税務課長 まず、一番上の黒いポツの中の 1 つ目、固定資産税課税台帳整備事業ですが、こちらにつきましては 3,078 万円でございます。

次の固定資産事務支援システム運用事業につきましては 221 万 4,000 円でございます。

3 番目の家屋評価システムソフトウェア借上事業及び保守につきましては 221 万 4,000 円でございます。

次の令和 3 年度固定資産税土地の評価替えの不動産鑑定地点数、290 地点の委託でございますが、こちらにつきましては 1,562 万円でございます。

最後になります。不動産鑑定地点数標準宅地 296 地点でございますが、こちらにつきましては 291 万 6,000 円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

副委員長 すみません、今、固定資産事務支援システム運用事業と家屋評価システムソフトウェア借上事業及び報酬が同金額でしたが、これは間違いではないですよ、同金額でよろしいんですね。

税務課長補佐 すみません、固定資産税事務支援システム運用事業につきましては 221 万 4,000 円で、さらに下にあります家屋評価システムソフトウェア借上事業及び保守としまして 185 万 4,744 円となります。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午前 10 時 47 分）

再開（午前 10 時 49 分）

委員長 再開いたします。

財政課が出席しました。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか 3 名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、決算書の 20 ページをお願いいたします。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税 6,960 万 5,000 円。

2 項自動車重量譲与税 2 億 45 万 6,000 円。

3 項森林環境譲与税 332 万円。

4 項地方道路譲与税 27 円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金 492 万 9,000 円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金 2,740 万 6,000 円。

22 ページをお願いいたします。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金 1,662 万 9,000 円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 8 億 7,825 万 3,000 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金 162 万 4,338 円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金 3,906 万 9,649 円。

24 ページをお願いいたします。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金 5,691 万 8,000 円。

2 項子ども・子育て支援臨時交付金 7,148 万円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税 39 億 4,267 万 8,000 円。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金 620 万 7,000 円。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金 2 億 5,182 万 5,715 円。

26 ページをお願いします。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料 1 億 3,374 万 9,353 円。

30 ページをお願いいたします。  
2 項手数料 3,117 万 8,651 円。  
14 款国庫支出金、1 項国庫負担金 20 億 9,814 万 6,579 円。  
32 ページをお願いいたします。  
2 項国庫補助金 5 億 2,421 万 2,068 円。  
38 ページをお願いいたします。  
3 項委託金 1,321 万 8,268 円。  
15 款県支出金、1 項県負担金 11 億 9,921 万 2,341 円。  
40 ページをお願いいたします。  
2 項県補助金 5 億 4,676 万 3,429 円。  
46 ページをお願いいたします。  
3 項委託金 1 億 1,841 万 6,188 円。  
50 ページをお願いいたします。  
16 款財産収入、1 項財産運用収入 935 万 5,457 円。  
2 項財産売払収入 2,089 万 5,140 円。  
52 ページをお願いいたします。  
17 款寄附金、1 項寄附金 3,126 万 5,901 円。  
18 款繰入金、1 項繰入金 5,844 万 4,175 円。  
19 款繰越金、1 項繰越金 9 億 9,069 万 6,890 円。  
20 款諸収入、54 ページをお願いします。1 項延滞金加算金及び過料 1,690 万 126 円。  
2 項市預金利子 2 万 2,441 円。  
3 項貸付金元利収入 1,487 万 7,385 円。  
56 ページをお願いいたします。  
4 項雑入 4 億 4,410 万 9,597 円。  
60 ページをお願いいたします。  
21 款市債、1 項市債 21 億 6,872 万 7,000 円。  
62 ページをお願いします。  
22 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金 1,200 万 7,000 円。  
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 すみません、1 点だけ。上菅谷駅前の土地を売った収入というのは、ここじゃなくて次の年、今年度ですか。

財政課長 はい。令和 2 年度になる予定です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、歳出の所管部分で2款総務費について説明をお願いいたします。

財政課長 決算書 74 ページをお願いいたします。決算主要施策調書は 19 ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費 1,203 万 7,903 円、5目財産管理費 1 億 3,900 万 8,061 円。主な不用額といたしましては、需用費においては公用車の燃料代の見込み減、また、工事請負費につきましてはシルバー人材センター事務所解体工事に係る入札差金等になっております。

98 ページをお願いいたします。

13 目財政調整基金費 1 億 2,159 万 7,506 円、14 目諸費 4,241 万 2,419 円、このうち 101 ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。ふるさと寄附金ふるさとの便り事業 1,287 万 9,544 円が財政課所管分になります。なお、主な不用額といたしましては、ふるさと納税返礼品に係る報償費の見込み減となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、続いて、11 款公債費、12 款諸支出金、13 款予備費について説明をお願いいたします。

財政課長 決算書 242 ページをお願いいたします。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 17 億 1,158 万 4,668 円、2 目利子 9,556 万 287 円、3 目公債諸費ゼロ円。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費ゼロ円。2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金ゼロ円。

244 ページをお願いいたします。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

再開を 11 時 15 分といたします。

休憩（午前 11 時 01 分）

再開（午前 11 時 15 分）

委員長 再開いたします。

総務課と瓜連支所が出席しました。

議案第 59 号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例及び議案第 60 号 令和 2 年度那珂地方公平委員会特別会計予算並びに議案第 66 号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議については関連があるため、一括して議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の飛田です。ほか関係職員 4 名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

議案第 59 号及び 60 号並びに 66 号につきましては、関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

議案書の 67 ページをお開き願います。

議案番号順ではございませんけれども、まず、議案第 66 号から説明をさせていただきます。

議案に入る前にですけれども、まず、那珂地方公平委員会につきまして説明をさせていただきます。

那珂地方公平委員会の業務につきましては、構成団体職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずることを職務とします行政委員会でございます。構成団体につきましては、常陸大宮市、東海村、那珂市、大宮地方環境整備組合の 4 団体で構成をされており、事務局は 4 年ごとに市村を移動します。那珂市の後は、令和 6 年 10 月 1 日から東海村へ移動することとなっております。

委員につきましては 3 名でございます。各市村から 1 名ずつ選出をされております。現在、那珂市の委員は、元市役所職員の桧山英夫様をお願いをしております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第 66 号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議についてでございます。

提案理由です。

那珂地方公平委員会の事務を常陸大宮市から那珂市に変更することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

70 ページをお開き願います。

変更内容といたしましては、条文第 3 条第 1 項の「常陸大宮市長」を「那珂市長」へ、

第3条第2項の「常陸大宮市条例」を「那珂市条例」へ変更いたします。また、第4条第1項におきましては、事務所を「那珂市福田 1819 番地5 那珂市役所内」に、第4条第3項の「常陸大宮市職員」を「那珂市職員」へ変更するものでございます。そのほか、経過措置といたしまして、常陸大宮市長が選任した委員を変更後の規定に基づきまして、那珂市長が選任したものとみなします。

続きまして、議案書 63 ページをお開き願います。

議案第 59 号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。

那珂地方公平委員会の事務局が常陸大宮市から那珂市に変更になることに伴い、新たに那珂地方公平委員会特別会計を設置するものでございます。

66 ページをお開き願います。

改正内容といたしましては、第1条第5号として、「特別会計に那珂地方公平委員会特別会計、那珂地方公平委員会事業を設置する」という文言を追加するものでございます。

施行期日としましては、事務局が常陸大宮市から那珂市へ変更となります 10 月 1 日からとなります。

続きまして、次のページになります。

議案第 60 号 令和 2 年度那珂地方公平委員会特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 65 万 6,000 円と定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出。

4 ページをお開き願います。

歳入です。

款項目、金額の順に読み上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金 65 万 5,000 円。年度途中でございまして、常陸大宮市の事務局が 9 月 30 日までに業務を執行した後の予算執行の金額を引き継ぐものでございます。

続きまして、2 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円。

次のページになります。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 45 万 6,000 円。主に委員報酬と旅費になります。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 20 万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 59 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 60 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、1 款議会費について説明願います。

総務課長 引き続きよろしく願いいたします。

それでは、決算書の 64 ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順に読み上げます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 1 億 9,863 万 101 円。不用額のうち 9 節の旅費 230 万 9,030 円につきましては、市議会議員選挙の関係で今年の 11 月から年度末にかけて、委員会等の視察等の支出がなかったことによる残となっております。

また、13 節の委託料 117 万 7,077 円につきましては、会議録作成及び映像配信業務委託の残金となっております。

19 節の負担金、補助及び交付金 110 万 6,402 円につきましては、主に政務活動費の精算による残金となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、続いて、総務課と瓜連支所の所管を一括して説明をお願いします。

総務課長 決算書の 66 ページをお開き願います。決算主要施策調書につきましては、14 ページからになります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 10 億 1,205 万 2,068 円、不用額が 3,204 万 5,932 円ございますけれども、主なものとしましては、職員の給与、手当等、それに共済費、臨時職員の賃金の残でございます。

続きまして、76 ページをお開き願います。決算主要施策調書につきましては 2 ページになります。

こちらにつきましては、行財政改革推進室の決算でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 3 億 4,980 万 1,060 円。そのうち総務課の所管となる事業につきましては、79 ページの下から 3 番目になります行財政改革推進事業及びその下の行政評価システム推進事業でございます。システム推進事業の通信運搬費につきましては、市民アンケート 2,000 通の郵送料でございます。

続きまして、98 ページをお開き願います。

14 目諸費 4,241 万 2,419 円、そのまま右側の備考欄のほうをご覧ください。諸費事務費及びその下の自衛官募集事業が総務課の所管となります。諸費事務費につきましては総合賠償保険料の分担金でございます。

続きまして、100 ページをお開き願います。

2 項徴税费、1 目税務総務費 1 億 8,202 万 3,472 円。そのうち総務課の所管となる事業につきましては、103 ページをお願いいたします。右側備考欄、上から 2 番目の固定資産評価審査委員会設置事業でございます。

続きまして、106 ページをお願いいたします。決算主要施策調書につきましては 16 ページからになります。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 920 万 5,366 円。こちらは職員人件費に加え、選挙管理委員会の委員報酬や事務費等でございます。

続きまして、2 目選挙啓発費 19 万 2,940 円、3 目参議院議員通常選挙費 2,180 万 8,629 円。昨年 7 月に行われました参議院議員通常選挙に伴う費用でございます。

続きまして、108 ページをお開き願います。

4 目那珂市議会議員一般選挙費 2,451 万 2,202 円。本年 2 月に行われました那珂市議会議員一般選挙に伴う費用でございます。

続きまして、112 ページをお開き願います。

こちらは監査委員会の決算になります。

6項監査委員費、1目監査委員費 1,070万7,390円。職員人件費と監査委員報酬が主な支出となっております。

続きまして、114ページをお開き願います。

7項災害復旧費、2目現年度災害復旧費 2,684万8,559円。備考欄一番右上の災害救助対策事業は防災課の所管事業となりますけれども、その中の職員手当等が総務課の所管となります。こちらは、昨年10月の台風19号に係る管理職の特別勤務手当及び職員の時間外手当となります。

総務課の所管事業につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

瓜連支所長 瓜連支所長の片野でございます。ほか1名が出席しております。よろしくお願いたします。

座って失礼いたします。

決算書の96ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費 5,597万8,892円でございます。こちらは、主に瓜連支所の維持管理費になります。

不用額のうち主なものにつきましては、15節工事請負費 105万6,000円でございます。理由といたしましては、入札差金となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 主要施策調書14ページ、職員研修事業で1点お聞きします。

報償金、活力ある那珂市、これ那珂市ビジョンへの策定ですかね、報償金、策定で何か違和感を感じるんですが、これどういったことなんでしょうか。

総務課長 こちらにつきましては、ビジョン策定に当たりまして、大学教授への業務委託をお願いした分の報酬となっております。

副委員長 すみません、それは根本的に研修事業の中で出すものですかね。どうなんでしょうか。例えば那珂市ビジョンをつくって、職員の資質向上とか、そういったものに資するので、その関連でという位置づけか何かあるんでしょうかということですか。

総務課長 委員のおっしゃるとおり、確かに研修のお金という形では申し訳ないです、ないかもしれないです。あくまでビジョンを策定するに当たって大学の先生のほうにビジョンの策定をお願いした部分の報酬という形でお支払いをしてしまったという経緯があるので、もしかしたらこれは申し訳ないです、お支払いする部分が違っていただいたかもしれません。

総務部長 確かにご指摘のとおりかもしれませんが、ただいま委員がおっしゃったとおり、このビジョンを策定するに当たって、職員のこのビジョンに対する資質、いろんな

事業展開とかそういったものに資質の向上を図るための意味合いも持っていましたので、支出項目としてここで上げさせていただいたという形になっております。

以上でございます。

委員長 いいですか。

ほかに。

君嶋委員 ちょっと瓜連支所についてお聞きしたいんですけども、公有財産購入費ということで220万円ですか、されていますけれども、これはどこの財産でしたか。

瓜連支所長 旧テニスコートの南側にあるところ、今まで借地していたところなんですけれども、そちらを購入したことになっております。

君嶋委員 分かりました。

じゃあれですね、関連で、今国道118号4車線化に向けて大分工事が進んでいるんですけども、多分、アーチがある部分、買収とかいろいろされましたよね。あそこはいつ頃撤去するんですか。何か周りにはどんどん整備されてきているんですけども、瓜連支所だけが何かぼつんとまだ工事されていないので、どんなふうなのか、ちょっとその点についてお伺いします。

瓜連支所長 アーチにつきましては、国道118号の道路、県のほうで行っているんですけども、そちらのほうでの撤去という形になっておりまして、ちょっと時期につきましては、まだしばらくかかるということをお伺いしております。

君嶋委員 そうすると、常陸大宮土木事務所のほうで4車線に向けて、あの周辺は全部撤去してくれるということによろしいんですね。

瓜連支所長 そのとおりでございます。

君嶋委員 分かりました。了解しました。

委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時37分）

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課の会沢でございます。ほか5名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、この先は着座にて説明のほうをさせていただきたいと思います。

秘書広聴課の所管事業は、決算書の 70 ページから 75 ページの上段、巡回ラジオ体操実施事業までとなっております。決算主要施策調書は 3 ページから 6 ページになります。

決算書の 71 ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目秘書広報広聴費でございます。支出済額 3,733 万 6,297 円、不用額 482 万 2,703 円でございます。こちらの不用額の主なものとしましては、8 節の報償費、11 節の需用費、13 節の委託料、14 節の使用料及び賃借料となっております。

8 節の報償費でございますが、不用額 49 万 8,634 円、こちらは人権啓発活動事業における講師謝礼、ふるさと大使の謝礼、表彰授与の委員謝礼の残によるものとなっております。

11 節の需用費、不用額 253 万 6,683 円、このうち 228 万 7,772 円が広報事業の印刷製本費の残ということになってございます。

13 節の委託料で不用額 30 万 1,414 円、こちらは主にシティプロモーション推進事業の映像撮影編集業務委託の残となっております。

14 節の使用料及び賃借料、不用額 47 万 3,320 円、このうち 27 万 4,000 円が広報事業のソフト使用料、19 万 8,890 円が秘書広聴事務費の有料道路等の使用料の残となっております。

また、旅費、交際費は、それぞれ約 23 万円の不用額となっておりますが、こちらは例年どおりの不用額となっております。

秘書広聴課の事業のうち、73 ページ中段の地域人権啓発活動事業及び 75 ページの上段、巡回ラジオ体操実施事業につきましては、令和元年度の単年度事業となっております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 主要施策調書 6 ページ、シティプロモーション推進事業についてお聞きします。

なかなか広報の部分なので、効果を測定するというのは難しい部分だと思いますが、民間から室長が新しく来て、その中でいろいろと 1 年間取り組んでこられたことと思います。数字的なところは難しいと思いますので、感覚というか感想で結構ですので、1,000 万円の金額をかけて広報がどのように変わったのか、どのような効果があったのか、ちょっと教えていただければと思います。

秘書広聴課長 まず、シティプロモーション推進事業、やはり新しい、公務員じゃなくて一般企業からの方をお迎えしたということで、一番大きいのは考え方、そういったものが変わってきたかなというふうに考えています。特に、やはり公務員ですと、どうしてもこ

れをやった場合にこういったことが起こる、そういったときにそちらのほうの費用対効果はどうだろうというようなことを考えてしまうところではございますが、企業の方は、その目的、そういったものをまず第一に考えておりますので、そちらのほうにやったら、どうしたらこういった事業が成功できるか、当然、公務員のほうもそう思うんですが、それに併せて費用対効果とかそういったものも併せて考えてしまう。いかに事業を成功させるかというところに強く意志を感じているところです。

以上です。

委員長 いいですか。

ほかに。

君嶋委員 高速バスラッピング広告料として実際 110 万円ぐらい出ていますけれども、この効果的なものがもし分かればお願いします。

シティプロモーション推進室長 お答えいたします。

高速バスラッピング事業ですけれども、こちらはシティプロモーション推進室が今年の9月から12月にかけてイベント等で独自にアンケート調査をやりましたところ、全体のお答えいただいた約3割の方がこれを認知しているという結果が出ております。特にこの経路に当たる、あるいは那珂市周辺のいわゆる那珂市への移住ですとか、いわゆる転入を期待できるような地区の方に対する到達度は2割以上を占めていたということもありますので、この大きな車体でいわゆる一般の道を走るということに関しては、大きな効果があったというふうに考えております。

以上でございます。

君嶋委員 この事業については、また今年度というか、これからも継続する予定ですか、バスのラッピングというのは。

シティプロモーション推進室長 今後も継続いたします。まず今年、来年、再来年、この3年間の継続は決まっております。

以上です。

君嶋委員 分かりました。

ちょっと提案というか、今年はコロナの関係でイベント等がどこも実施されていませんけれども、今後、イベントなんかやるときにも、そのバス自体を一度皆さんに見てもらおうと、そういうのもPRの一つかなと思うんで、今後ちょっと検討していただければと思います。

シティプロモーション推進室長 委員おっしゃるような形で検討ができれば、また、茨城交通との相談にもなるとは思いますが、検討したいと思います。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午前 11 時 44 分）

再開（午前 11 時 45 分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか 4 名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、歳入歳出決算書の 76 ページ、77 ページをお開き願います。

なお、決算主要施策調書につきましては 7 ページから 12 ページまでが政策企画課の所管事業となります。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費でございます。

右のページの支出済額が決算額で 3 億 4,980 万 1,060 円でございますが、このうち次のページの下の方に記載の行政改革推進事業と行政評価システム推進事業を除いた事業が政策企画課の所管でございます。

それでは、このページの上のほうの業務系システム管理事業、決算額 9,530 万 9,311 円でございますが、住民の情報管理や窓口サービスを行う業務系システムの維持管理経費でございます。システム使用料や電算機器の借上げ料、保守料などの確定によりまして、手数料が 49 万 1,000 円余、使用料及び賃借料が 96 万 5,000 円余の不用となっております。

次に、一番下の情報系システム管理事業 1 億 2,209 万 2,408 円でございますが、庁内や施設間のコンピューターネットワークや内部事務を行うための情報系システムの維持管理経費でございます。

81 ページをお開き願います。

上から 2 番目のコミュニティバス運行事業 1,432 万 5,180 円でございますが、ひまわりバスの運行に係る運行保証料等の経費でございます。

2 つ下のデマンド交通運行事業 3,564 万 9,097 円でございますが、ひまわりタクシーの運行に係る運行保証料等の経費でございます。

83 ページをお開き願います。

上から 2 番目のいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業 2,920 万円でございますが、子育て世帯が住宅を新築した際の助成でございます。昨年度前半の申請が大きく伸びていましたことから、9 月補正で増額をし、3,200 万円の予算規模としたところで

すが、市外からの転入者が見込みよりも少なかったため、280万円が不用となっております。

その下のいい那珂暮らし促進事業 1,274万1,312円でございますが、移住定住相談窓口の設置や移住農業体験ツアーの実施、お試し居住等の経費でございます。お試し居住におきまして、ルームクリーニング等の費用が少なく済んだため、委託料56万3,000円余の不用となっております。また、わくわく移住支援金の対象となる移住者というものがいなかったため補助金が73万9,000円の不用となっております。

85ページをお開き願います。

上から3番目のいい那珂サイクルプロジェクト推進事業 202万304円でございますが、こちらは自転車活用推進計画を策定する経費として、9月補正で予算化したものでございます。委員の皆様から多くのご助言をいただきまして、おかげさまでこの9月に策定が完了する予定でございます。

その下のいい那珂協力隊推進事業 189万120円でございますが、本年4月から導入しました地域おこし協力隊の募集に係る経費でございます。東京都内での効果的な募集活動や那珂市内での現地案内などを実施しまして、募集人員2名に対しまして9名の応募があり、よい人材の確保ができたところでございます。

少し飛びまして、108ページ、109ページをお開き願います。

2款総務費、下のほうですけれども、5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。決算額は706万9,220円でございます。職員人件費や統計調査に係る事務費等でございます。

次の111ページをお開き願います。

中ほどの2目各種統計調査費でございます。決算額が545万4,683円でございます。学校基本調査をはじめ、次のページにかけて記載の各種統計調査に係る経費でございます。

また飛びまして、162ページ、163ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、下のほうで2目商工振興費でございます。決算額4,675万4,255円のうち政策企画課所管は次のページでございますが、上から2番目の企業立地促進事業 21万1,892円でございます。県の工業団地企業立地推進協議会への負担金等の経費でございます。

政策企画課所管分の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 まず、決算書 85ページ、いい那珂協力隊推進事業、今、募集2名とおっしゃいましたが、私の記憶だと3名募集をかけていたと思うんですが、そのあたりどうなってい

ますでしょうか。

政策企画課長 当初、予算としては3名分を確保させていただいたところですが、そのうち3名の内訳としまして、農業で活躍していただく方と、あと、静峰ふるさと公園で活躍していただく方と、もう一つが地域のまちづくり委員会や自治会などで活動していただく方ということで想定して3名分を予算化したところですがけれども、その中でまちづくり委員会などでの協力隊につきましては、まちづくり委員会に我々も協力隊の活用について丁寧に説明して回ってきたところですがけれども、募集をするまでの提案というものが前年度は出てこなかったということがございまして、そういうわけで募集には至らなかったということで、実際募集したのは2名という形でございました。

以上です。

副委員長 そうしますと、市の考えとしては、あくまでも今後も自治会等から万が一、そういう要望等上がってくれば、その時点で募集はかけていくという考えなんですか。それとももうここで一旦、2名で打ち切って、2名でやっていくということなんですか。

政策企画課長 一応、今年度の予算としましては、3名分の協力隊の活動費なり、報償費というか、予算が取ってあるわけですがけれども、実際今動いているのが2名という形です。その残り1名の分について、まちづくり委員会ということで想定をしておいたわけですが、今も引き続きまちづくり委員会からそういった提案が出てくれば、その募集に値するような形でのいいスキームになれば募集をしていきたいと思っているんですが、ちょっとなかなかそういう動きが今ないということもございまして、我々として今ちょっと考えておりますのが今度、創業支援施設を今整備中で、4月に始めますので、そこで少し動いてもらうための協力隊についてちょっと募集していこうかなと思っております。お尋ねのまちづくり委員会での活用につきましては、当然、やめるということではなくて、今後も説明をしていながら、お話があれば、我々も協力しながらブラッシュアップをして募集をするという形に至るのであれば、そのときに補正予算なりをお願いしていきたいなというふうに思っておりますので、そこは、やめるということではなく、引き続き考えていきたいと思っています。

副委員長 分かりました。

私、募集をかけるのってただだと思っていたんです。そうしたら、ここに予算が上がっていたんで、募集をかけるにも結構な金額、190万円ぐらいかかるので、それであれば、そのお金を来年も払い続けて、あと1人と考えるのか、ここでしっかりと今の体制で成果等を評価して、新たに募集をかけるのかというところがあると思ひまして、そこはしっかりと検証していただきたいと思ひます。

それから、主要施策調書の11ページ、このいい那珂暮らし促進事業なんですけど、これの目的に対する成果というのを今どのように政策企画課では捉えていますでしょうか。

政策企画課長 こちらいわゆる移住定住を促進するためのメインの事業という形になると思います。その中で、実績といいますか、いわゆる実績ですけれども、それについては、例えば農業体験ツアー、昨年開催しましたが、それについては、2回ほど那珂市のほうに来ていただいて、25名の方で体験、2回目については20名の方に来ていただきました。あとは、お試し居住につきましても、去年は9組21名の方にご利用いただきました。また、東京方面での移住関係のセミナーについても3回ほど開催をするといったことも行っております。

そういった、いろんな取組を、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて我々は実施しているわけですが、その中で住みよいと思っただけの住民の方は8割を超えておりますし、社会動態という意味でも、増の状況を維持しているということもございますし、特に子育て世帯の方の移住が増えているということがございますので、そういう意味では、こういった取組が一定程度の成果を表わしているというふうに我々は思っております。

副委員長 その成果はやはりしっかりと捉えていただくというのが大切だと私は思います。個人的な意見を言わせていただければ、東京ばかりではないと思うんですね、那珂市に移住してくれる方というのは、むしろ今言われたように、子育て世帯が来てくれるというのは、先ほどの住宅取得の助成でも見えますけれども、その方って、じゃ東京から来たのかというと、近隣だったり、那珂市内での移動だったりするわけですね。ですから、成果があるということであれば結構ですけれども、そこはしっかりと判断していただいて、本当に東京からの移住を目指すということが那珂市にとっての正解なのかというところは、一度しっかりと議論をしていただいて、事業を来年度以降も、今年度ですか、進めていただければなというふうに思いますので、その点、ぜひよろしく願いいたします。

最後に1点だけ。

12ページ、このサイクルイベント参加備品等って、これ何に使ったんですか。

政策企画課長 こちら消耗品でございますが、昨年11月にハーフセンチュリー茨城という県のサイクリング協会が開催するサイクリングイベントがございまして、そちらの那珂総合公園を発着に行っているものでございますが、そちらに那珂市としてもブースを出展しまして、参加していただいた方に那珂市の特産物をお配りをしてPRをさせていただいたというものでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにもございますか。

笹島委員 今、小泉副委員長がちょっと話していただきたい那珂暮らしの促進事業ですか、83ページの1,200万円かけて云々とあるんですけれども、これいい事業だと思うんですね。ただ、これ各市町村、もうどこでもやはり必死になって取り合い、奪い合いしているわ

けですよ。よりいいようなところ、先ほど言った東京を中心にやっているということで、私も一般質問で言いましたけれども、このコロナ禍で非常にリモートワークがはやってきていて、向こうに何ですか、3密、4密、5密という非常に狭い家に住んでいます、その3分の1でこちらに住んでいただけますよということで、広々ということで、お試しをやっていきますよね。先ほど聞いたら2組ですか、お試しされているって、9組か。実際はそれはお試しで終わっちゃったのかな、それに対しては。

政策企画課長 移住とまでは確かに繋がってはおりませんが、2組の方につきましては、移住の先輩の方との交流会というか、そういったもので移住した場合のメリットとかデメリットとか、その辺も意見交換をするようなことをやっていただいたところがございます。

笹島委員 なかなかね、東京都でも千葉県でも神奈川県でも、埼玉県でもいいですけども、その人たちがなかなか見ず知らずのところは来れませんよね。何かの関係ですか、今言っていた、今ネット社会ですから、住民の趣味とか仕事とかと、やはり仕事もしなきゃいけないから、食っていかなきゃいけないから、特に若い人は望んでいますからね。そういう人たちのやはり一番の、住んでもらうのも結構なんですけれども、何がどうあれ、何かのこういう仕事がありますよ、こういうこともできますよということが一番先にアピールしないと、なかなか引っかかってこないと思うんですよ。多分いろんなもので、ポータルサイトでね、ネットでいろんなところを見るのに、いろんな物すごい情報、いい那珂暮らしというのは雑誌も出ていますよね。やはり古民家を利用してとかですね、古いものを300万円とか、あと、ごめんなさい、新幹線で通えるところもですね、すごい安く、一部屋100万円とか50万円、ただでもいいですよというところですよ。ですから、そういうところに勝てるにはどうしたらいいかという戦略は考えていますか。

政策企画課長 おっしゃるとおり、ほかと違うことなり、魅力的な取組をしなきゃならないというところは、確かにおっしゃるとおりだと思います。我々は外向けの発信として、今、農業体験ツアーにつきましては、TURNSというところをお願いしてまして、そこは移住に関する、結構、移住に関してはかなりの発信力があるところがございます。そこで委託をする形で、TURNSに載せてもらうことで、移住を考えている人の目に止まりやすいという形で我々そこには力を入れているところがあります。

また、協力隊、今年度から2名おります。この協力隊につきましては、もともと新聞社とかに働いていた方で、情報発信力がかなりある方で、積極的に今も発信してもらっていますので、そういう意味で、その2つは我々、ほかよりも力が入っている形で、おっしゃるような形で外に発信力としては強みになっているかなというふうに思っております。

笹島委員 結局あれって、やはりお試ししてもらわないとよさも分からないし、その中の何分の1しか定住をしてくれませんから、ですから、たくさんのお試しということが一番先

決だと思っんですよね。そういうお試し云々というのはもっと積極的に広めるという考えは、どういふ考えを持っていますか、それは。

政策企画課長 お試し居住につきましては、今、菅谷の市内の中に一軒家という形であるんですけれども、なかなかそれだと那珂市のよさというものが伝わらないかなというところもありますので、ちょっと今後、やり方を少し変えて、例えば市街地にあるような空き家とか、その辺を活用した形で、さらに農業なんかも一緒にやりながらみたいなの、何かそういった仕組みにちょっと見直せないかなということで、今検討はしているところでございます。

そういったことで、少し今までとやり方が違う形で、お試しについても今後進めていきたいなと思っております。

笹島委員 私もそのお試しって実際に見せてもらったんです。すごいですよね。申し訳ないけれども、私もそこへ住みたいくらいなんです。ですから、それは本当に。だから、それと別でして、あの人たちの目的というのはいかにすると田舎暮らしかもしれない。そうしたら、何もあの市街地の一等地のいいところにそういう、これ単なる住むだけのあれであって、ちょっと那珂市を知らないですよ、そうしたらね。知ってもらうためには、今言っていた調整区域とか自然とか、沼があったりとか田んぼがあったりとかということじゃないと魅力がないわけですね。先ほど言ったとおり、やはりそういうところもしていけないと、あれじゃ住むためのあれであってさ、私も住みたいところですよ、そこはね。同じ市内でね。ですから、ちょっとやはり切替えですか、発想を切り替えてください。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。1時からは請願の取扱いをいたしますので、よろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

休憩(午後0時05分)

再開(午後1時00分)

委員長 それでは、再開いたします。

請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の採択の請願について審議を行います。

この件について、請願者であります日本国民救援会茨城県本部より、会長であります田村武夫様が出席をされております。

内容について、田村様から説明をお願いします。

なお、説明については、簡潔に5分程度でお願いいたします。

それでは、田村様、よろしくお願ひします。

田村請願者 ただいま紹介いただきました田村でございます。

本日は、かように陳述の機会を賜りまして、ありがとうございます。

お手元に陳述内容をプリントして書面をお配りしていますが、5分の時間制限でありますので、はしょっていきたいと思います。

再審制度というのは、誤判によって無実の人が有罪判決を受け、刑に服している。そういう方の名誉回復、その他経済的損失の回復のための、まさに救済制度であります。ところが、我が国の再審制度は、大正11年に刑事訴訟法がつくられ、そこに定められた法内容が今日まで変わらず維持されております。大正時代の再審制度というのは、通常の刑事裁判と同じように裁判官の職権主義で裁判が行われる。今の日本国憲法下での当事者主義、弁護側と検察側の当事者の主張を裁判官が第三者的立場で聞いて判断を下すというのと全く違う制度が再審制度に残り、今日まで来ております。

再審制度、再審請求が認められるためには、最高裁の判例で有罪の確定判決を破棄し、無罪を言い渡すべき明らかな新規証拠がなければならない。この無罪を言い渡すべき明らかな新規証拠というのは、もう有罪確定から5年も10年も20年も時間が経過していますと、ほとんど発見することができず、これまでの経験では、検察側が通常の刑事裁判のときに収集した証拠の中に改めて無罪と言い渡すべき証拠がある、それが法廷に公開されて裁判官が再審を認め、裁判になっていくと。

ところが、この再審制度では、先ほど言いましたように、証拠を開示させるか否か、あるいは弁護側の証拠申請を認めるかどうか、全て裁判官の裁量にかかっている、なかなか認めてくれない。そこで、書面の一番下のほうの3行ですけれども、国会が2016年に刑事訴訟法の大きな改正を可決、成立させました。その大きな改革の一つは、裁判員に対して検察側は法廷で使う全ての証拠の一覧表を示すということが義務づけられました。その証拠一覧は、弁護側にも裁判所にも提出され、そこに盛られていない証拠は一切検察側のほうは証拠能力あるものとして使えないという厳しい制約です。

この2016年の改正法の中に、自民党、公明党、全党一致で附則が採択されました。その附則の中に、政府は、再審請求審の証拠開示について速やかに検討を行うものとするというふうに定められ、再審における検察の証拠開示について、改革のゴーサインが出されました。政府のこの改革準備がなされるところであります。

この改革については、日弁連や、あるいは学識経験者、また法務省が話し合いの場を設けているんですけれども、年に2回ぐらいしか開かれていない。様々の事情があつて、4年たったんですけれども、遅々として、この法案準備までいっておりません。何とかこの地方の議会から意見書を採択して、政府に重い腰を上げてもらいたいというのが今回の請願の目的であります。

もう一つ、せっかく裁判官が再審開始決定を下しても、検察側が上の裁判所に不服申立てをする。最後は最高裁まで不服申立てをして、改めて裁判のやり直しに入っていくかな

い。こういうような検察側の不服申立てというのを制限して、もう一回、本当に有罪か否かを裁判の形で明確にしていくという、そういう再審公判を一旦裁判官が認めた場合には、検察側のほうの不服申立て、上級裁判所への即時抗告とか最高裁の特別抗告というのをひとまずやめてもらいたい。裁判のやり直しで真実をより明らかにするという方向で改革いただけないかと。

こういう検察側のほうの証拠開示と検察側のほうの不服申立て、2点を当面、再審制度における改革の焦点として、先ほど述べた法務省や日弁連や学識経験者等の協議をプッシュしていただけますよう、地方議会の皆さんの意思表示というか、意見書を出していただければありがたいなと思っております。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明についてご質疑ございませんか。

笹島委員 再審が認められるというのは、大体、日本では何%ぐらいなんですか、これは。

田村請願者 毎年毎年、最高裁の司法統計によりますと五十二、三件の再審請求が全国の裁判所に提出されていると。そのうちの半数強、30件ばかりが年度年度新規の請求で、ほぼ死刑判決が下された方々が出すものが新規として多いと。20件から二十二、三件が継続案件で、古いものでいいますと、もう30年以上、袴田事件とか名張毒ぶどう酒事件で30年とか、あるいは三十数年かかっているものもあります。

その中で再審開始決定が出るのは年に3件から4件程度で、極めて厳しい。再審が認められない最大の理由は、先ほど述べた昔の有罪確定判決を破棄するだけの新しい、無罪を証明する新しい証拠でないという、こういう判断が裁判所によってなされていると。そこを一つクリアするのが今回の証拠開示を進めたいという請願であり、また、改革の焦点でもあります。よろしいでしょうか。

笹島委員 もともと日本は自白強要がされて、戦後はそれで結構、やっていないと言っているのにやったんじゃないかということで、戦後のどさくさですね。それでもうほとんど立件しちゃってですね、それで後から冤罪云々というけれども、もう既に遅しですね。もう何十年もたっていて、再審をお願いしても、なかなかその証拠、先ほど言ったね、物的証拠ももうないし、それから、知っている方も亡くなってしまったという、非常に不幸な出来事が起きていますね。

ですから、今、そういうわけで冤罪を少しでも救済しようと思って、録画ビデオ化、でもそれも一部ですよ、やはりね。全面的な録画なんていうのはされていませんよね。やはりそれは日本の検察がほかの諸外国と違って、どうしても検察と裁判官という、検察は何が何でも上げてあげなければいけないという、そういうプライドを持ってやっていますんで、日本がそういうあれの考えが強いのかな、それはちょっと分からないですけども。

田村請願者 そうですね。確かに今世紀に入ってから冤罪をなくすための制度改革、取調べの可視化として、録音、録画撮りというのが進んできました。ところが、裁判員裁判が扱う犯罪の種類というのは、全犯罪の 20%程度で、その裁判員裁判に関わる事件の取調べにしか、この録音、録画が使われていない。それ以外の犯罪事件等については、録画、取調べの可視化という録音、録画が行われていない。せいぜい全事件の 20%から 25%だと言われております。

日弁連は、非逮捕者の全ての事件にこの録音、録画を撮ってほしいと、そういう作業が大変ならば、全ての被疑者、被告人、非対応者に弁護士をつけて取調べをしてほしいというふうな制度改革を出していますけれども、今のところ裁判員裁判事件に特化して、そういうものが行われているというふうなことで、一部可視化にとどまっているというところを……。この改革も 2005 年の裁判員裁判の導入以降で、それ以前についてはそういう取調べの可視化がなかったものですから、おっしゃるとおり自白が証拠の王様でしたから、いかにして自白させるかという誘導尋問や拷問まがいの脅迫やいろんな圧力で自白させて、そして有罪判決に持っていったというのが長い歴史でありましたので、そういう時代の再審請求事件というのが継続案件で今日山積しているわけですよ。

委員長 よろしいですか。

ほかに。

副委員長 すみません、今回この国の動きがある部分というのは、今、再審に係る検察手持ちの証拠の全面開示と再審開始決定に対する検察の不服申立て、その禁止の 2 点を求めていらっしゃるんですが、国の動き、要するに 2016 年に法改正があってというのは、その再審に係る検察の証拠の全面開示の部分のことなんですかね。

田村請願者 そうですね。全面的になるかどうかですけれども、取りあえず検察の証拠物件は再審請求の弁護人にきちっと開示しなさいよというところの改革と、それが今、先ほど言った日弁連や法務省の協議の先行案件になっていまして、それと連動する形で、検察側のほうの不服申立てについても制限をしていくというようなことを日弁連はもう用意しているんですけれども、取りあえずその点については、法務省の中の検察と法務省との協議というのがまだ調べていないようなものですから、三者協議、四者協議の中では、その点の議論はちょっと遅れているかなと思います。

私たちとしては、2つの改革が同時に進行してくれば、再審制度が非常にヨーロッパ並みになるかなというふうに期待しています。

副委員長 今の証拠の全面開示に関しての国の現在の動きというのは、もう少し教えていただけますか。

田村請願者 法務省の日弁連等に対する回答を見ますと、通常の刑事裁判で検察が集めた全証拠の一覧表を裁判所や弁護人に、また、裁判員に開示することが義務づけられた。これを再審請求の場において、まずは適用しよう。検察が一体どういう証拠を持っている

か、一覧表を明らかにさせる。それを前提にして、裁判官に弁護側が、この一覧表からこの証拠を開示してほしいというふうな方向でいかなものかというのが法務省の考え方です。日弁連は、いや、もう手持ちの証拠を区別なく全部明らかにせよというふうなのが日弁連の要求ですけれども、落とすところとしては、通常審における一覧表の提示。一覧表に書かれていない証拠は証拠能力はないよというので除外する。そういうものをもって、有罪の主張をしてはいけないよというような、通常審レベルの証拠の開示というところが落とすところかなと、当面は。だんだん改革を進めていくというふうなことでないかなと思っております。

副委員長 すみません、そうしますと、落とすところとおっしゃいましたが、ある程度、国でも、2016年からですから、既に動いていて、この要望あるなしに着地点が分かっている、進んでいくものではないんですか。

田村請願者 いや、法務大臣のいろいろな不祥事も続いていまして、去年は一切協議がありませんでした、昨年度。2016年のこの刑事訴訟法の改正法案が可決、成立した後は、勢いがあるって2回ほど進んだんですけれども、2018年は1回だけ、2019年度はゼロというような形で、今年度もまだ一度も開かれておりません。どこに本当の原因があるか分かりませんが、もうちょっとやはり政府が本腰を入れてほしいというのが私たちの希望でもありますし、日弁連や刑事法学者たちの希望でもあるんですけれどもね。

それで、実はこれが結構大きなインパクトを持っていまして、今日お配りした3枚目の資料ですけれども、3か月前、6月5日の東海テレビで大々的に取り上げられた名張毒ぶどう酒事件の検察手持ちの新しい証拠が59年ぶりに開示された、法廷に出された。この証拠というのは、59年前の事件が起きた直後の住民の供述調書、9人の住民の供述調書で、こういうふうな調書を警察がきちっと作成していて、検察庁に送付しているんですけれども、全く59年間非公開であった。この供述調書の中身は、犯人とされた奥西さんの自白内容と相当食い違っているということが明らかになって、名古屋高裁で今審議していますけれども、新たな再審請求の補強証拠として使われると。

これを日弁連は非常に重要視して、法務省のほうに、こういうふうな実態だから、早くに検察手持ちの証拠開示の制度づくりをというふうなことを7月に日弁連会長名で法務大臣に提出したということも聞いております。そのときの法務大臣が河井さんでしたかね。今ちょっと問題を起こしていますから、それ自体が進んでいるかどうかですけれども。日弁連側はかなり努力して圧力をかけているという事態だと思います。

副委員長 すみません、これは田村会長に聞くのが正しいのかどうかあれなんです、例えばこの全面開示がされて、決定的な証拠が見つかるということになれば、それで、例えば検察のこの不服申立てを禁止をしなくても、警察はそれで認めるようになっていくのではないのでしょうか。その辺はどう思いますか。

田村請願者 弁護側のほうが再審請求をする、そして新しい証拠を裁判官に提出する。裁判官

はそれを認めて再審開始をしよう、再審裁判を始めよう。第1回目の裁判で検察側が争いません、弁護側のほうの無罪主張を承認しますと言えば、1回限りでも確定判決が破棄されて、刑務所にいる方々は釈放されるということになると思います。そういう手続に入っていく可能性は大きいと思いますよね。非常に時間的にも効率よくいくんではないかと思うんです。

検察側のほうが有罪確定判決にこだわって、再び裁判することへの抵抗というのが非常に強い、そこを脇においておいて、証拠を出すから、この中から有罪判決を破棄するだけのものがあるかどうか、どうぞ調べてくださいよという度量が大きければ、日本の裁判というのは本当によくなると思うんです。通常の刑事裁判にも大きな影響を与えるんじゃないかなと思っております。

副委員長 僕は、この全面開示というのは確かにおっしゃるとおりかなと思って、やはりそこに再審に係る情報をフェアに出していただいて、それに基づいて疑念があれば、そこをもう一度審議しているでいいんですけども、少なくとも最高裁までには3回、一応、司法の場では審議をされるということになります。再審のこの上告の禁止ということをやってしまった場合に、誰もが再審に入ってしまうのかなという懸念もあるんですが、その点はどうなんでしょうか。

田村請願者 先ほども言いましたように最高裁の年度年度の司法統計によりますと、再審請求する8割は死刑判決を受けた方のもので、有期刑の方々の多くは、刑に服する、おとなしく服するというので、そのように再審請求を濫用するというふうなことは、統計を見る限り、ないんじゃないかと。とりわけ弁護士が有罪判決を受けた方の依頼を受けて、再審請求に踏み切るかどうか、これまたやはり弁護士世界の評価にも関わってきますので、恐らくそういう過剰な再審請求という事態は、私は起こらないなと思っております。

委員長 そのほか。

せっかくの機会ですので、質問されたい方いらっしゃいませんか。

君嶋委員 ただいまいろいろ説明をいただきましたけれども、一番この近年での冤罪での判決、裁判について、いろいろ資料は出ていますけれども、一番新しい冤罪の関係での裁判について、もし分かれば説明をいただきたいと思います。

田村請願者 つい1か月半ほど前、7月二十、これは通常審議か。そうしますと、6月の初旬でしたかね。滋賀県の湖東記念病院、湖の東にある記念病院の准看護師、西山さんという女性が患者の呼吸器を取り除いて、息を詰まらせて殺人を行ったという、この再審事件で、そのようにする動機とか、あるいはそのようにしたという物的証拠ではなくて、患者の本来の病気が原因で死亡したのではないかという多くの人の医者の鑑定書で再審、無罪が確定した事例が一番新しいかなと思います。

この事例でも、検察側のほうの自白調書が、通常審で自白調書というふうなものが一部法廷に開示されたんですけども、例えば録音のほとんどとか、録画の半分以上は法廷

に開示されなかった。まだ 2016 年の証拠一覧表の以前の事件であり、取調べでしたから、弁護側のほうは西山さんの記憶を頼りに、こういうふうな取調べの証拠があるんじゃないかというふうに裁判官に求めて、裁判官が検察官にその当時の取り調べた録音テープとか録画とかがあるんじゃないの、出しなさいよというふうに強くプッシュして、検察側がそれを開示したんです。再審の請求審のときに。その中に西山さんの自白と検察側のほうの有罪立証の主張との間に大きなそごがあって、それで裁判官が、やはり有罪立証が不十分であるし、そもそもこの作為が認められないというようなことで、患者の病気を原因とする死亡事件という判断が妥当ではないかというふうな結論に達したわけですね。

でも、検察側のほうは、一審の再審開始決定に対して即時抗告をしたんですけれども、大阪高裁でそのような結論を得たものですから、最高裁までには特別抗告しなくて、高裁レベルで再審開始決定をしたという、この6月の再審開始決定というのが一番我が国で新しい、しかし、それも全部 2016 年以前の取調べとか事件ですから、なかなか苦労も多かったと思います。

君嶋委員 やはりこれも説明の中では、裁判官から検察側からの証拠の全面開示ということが起きての判決というかね、そういうことに進んだということですか。

田村請願者 そうです。

委員長 ほかに。

木野委員 今日は本当にありがとうございます。

茨城県内でいろいろ活動はされていると思うんですけども、ふだんはどういった感じで皆さんとこういう話合いとか、こういう話合いの機会を持つところとか、そういったところ、どういったところでこの活動をされているんですか。

田村請願者 やはり再審請求の多くはまだ服役していて、千葉刑務所とか、いろいろな刑務所に入っていますので、その請求人、受刑者を励ます、面会を大体毎月毎月刑務所へ行って、こういうふうに弁護士が頑張っている、私たちも何人分の署名を集めて裁判所に公正な判断を求める署名提出をしてきました。あるいは、この事件をみんなに知ってもらうために、こういうチラシを作って駅等でまいていますという、茨城県の場合には水戸駅とか、あるいは日立駅とか、いくつかの駅のところで定期的にビラをまいて、事件のことを風化させないようにする。また、いろんな刑務所のほうに2人、3人、ペアを組んで面会に行く。やはりご両親ももう80代の年配の方が多いですけれども、ご両親を何とか励ましていく。刑務所で面会したけれども、非常に元気でしたという話を伝えながら、息子さん、娘さんが帰ってくるまで長生きしてほしいというような、そういう激励なんかもありますし、また、弁護士の考え方、次の裁判はどういうような論点でいくのか、弁護士と一緒に勉強会をして、素人ながら、こういうふうな論理も考えてほしいというふうに要求したりですね。何とか裁判で納得いく結論が得られるようにいろいろ

な方々、関係者に働きかけているというのが実際の活動内容であります。

川崎請願者 国民救援会の副会長をしております川崎と申します。よろしくお願いたします。

2点についてちょっと触れておきたいと思います。

今、木野委員のほうからお話がありました、いわゆる国民救援会の俗に言う活動の内容ですけれども、今、田村会長が申し上げたとおりであります。加えて、事件、事件で支援する会をつくりまして、そして、その支援する会を一般の市民たちも含め弁護士などと相談しながら、法的な内容を確認しながら先へ進めていって、そして同時に刑務所の面会、あるいは拘留所の面会なども行っております。私個人で言えば、千葉刑務所に行ったり、小菅拘留所に行ったりして、何人かの囚人と、あるいは被疑者と会って激励をし、漫画なんかの差し入れをして、しかし、制限時間が15分ですので、これはまた一定程度、一方的にこちらからしゃべるわけにもまいりませんし、また向こうだけにもいきませんので、有効に使う、この15分を活用して帰ってくるわけですけれども、要するに地域の困っている方、あるいは悩んでいる方、何とも八方ふさがりになってしまって、自分では解決できないという方、そういう方々が国民救援会の扉をたたくということがこのところあります。

最近では、城里町に住んでいる方がちょっと、事件の内容は申し上げませんが、私どもの事務所に来て、助けてほしいということで、すぐに支援する会の準備に入り、今、大きな事件では、仙台市の北陵クリニックの筋弛緩剤、いわゆるこれを差し込んだと、点滴したというふうなことで無期懲役になっている方。それからあと、皆さんよくご存じの常陸大宮市の、今市市で女兒が誘拐され、殺害されましたよね。そして遺棄されました。その今市事件。この2つの事件の支援をする会をつくり、たくさんの方々が携わって活動を行っております。

それからもう一点、先ほど君嶋委員のほうからお話がありましたけれども、殺人犯の再審というのは、確かに一番重い、そして、それぞれの内容で審議が継続されます。ただ、こここのところでは、1980年には殺人罪で死刑台から帰ってきた方が、再審で無罪になって帰ってきた方が知る範囲でも数件あります。この直近では足利事件といって、足利市で幼稚園のバスの運転手をしていた方、菅家さんという方が、この方が無期懲役だったんですけれども、これが無罪になりました。

それから、茨城県の場合の利根町の布川事件です。この方も29年投獄されましたけれども、無事、無期懲役の刑を覆して再審無罪になって、今、晴れてあちこちの大学の法学部などで講演をし、冤罪とは何かということを広めているような方もおります。

いずれにしても、こうした冤罪を生まない、冤罪を生んだらば、必ずその人たちを奪還するというふうな活動を私は、皆さんと協力しながら進めております。治安維持法が1925年に制定され、その3年後の1928年にこの国民救援会が誕生しておりますので、92年の歴史を持つ日本最大の人権擁護組織です。ですから、これからもこうした運動を

続けてまいりたいと思っております。長くなりました。

木野委員 どうもありがとうございました。

最後に、茨城県で何名の方が会員としていらっしゃるのでしょうか。茨城県としての。

田村請願者 救援会の活動ですか。

木野委員 人数です、会員です。

田村請願者 会員は先月で700人に達しました。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、ほかになれば、質疑を終了いたします。

それでは、暫時休憩いたします。川崎様、田村様、ありがとうございました。

休憩（午後1時40分）

再開（午後1時41分）

委員長 それでは、再開をいたします。

これより各委員より意見をお伺いいたします。

笹島委員 今お話を聞きましてよく分かりました。要するに世の中には冤罪で苦しむ被害者というのはたくさんいらっしゃるということで、戦後始まってどさくさに紛れて、やはり日本の検察の自白強要ということの一辺倒であれして。最近では科学的データで、いろいろな面に分かるようになってきたんですけども、その前は、もうそういう科学データもへったくれもないから、そういう面で物的証拠と、それから自白強要という、もう2つの面でやったんで、無理がある裁判が行われたというのは分かります。その根本には、やはり再審請求をしてもなかなか認められないという、これはもう世界的に認めても、日本くらいなんですね。ですから、最終的な再審の在り方を見直す必要があるということは、これは前々から言われています。そして、再審の請求手続で全面的な証拠開示を制度化するという、これは必要があると思います。

それから、先ほどもう一つ大事な点ですね。再審開始を決定するに当たって、検察官の不服申立てを、これをやはり禁止しないと、また元へ戻ってしまうという、そういうことの流れだと思えますので、先ほども言いました冤罪で苦しむ被害者を一刻も早く救済するために、この要望書は採択すべきだと思います。

委員長 ほかにございませんか。

萩谷委員 笹島委員から今お話がありましたけれども、やはり冤罪というのはある程度あるとは思いますが、それを救済していくという意味では、意見書を採択していいんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

委員長 ほかにございませんか。

副委員長 自分なりにかなり勉強しましたが、正直どうなのかなと思う部分はあります。先ほども僕、質問の中で言いましたとおり、証拠の開示という部分については、やはりきち

っとされるべきだろうというふうに、これは私も思います。ただ、今の裁判制度の枠組みの中で、その再審の部分を検察の不服申立てを禁止するということが本当にいいことなのかなというのは、正直悩んでおります。

これはやはり国が決める、国の制度でもありますので、その部分に私どもの意見がどれほどあれなのかなという部分もあるんですが、非常に難しい問題であります。冤罪はあると思いますし、その人たちを救わなきゃいけないとは思いますが、全面開示の部分については、何度も言いますが、異論はないところなんです。不服申立ての禁止という部分に関しては、ちょっとまだ若干の余地があるというか、あるのかなというのが正直なところです。

君嶋委員 やはり冤罪から国民を守るというか、冤罪の方。やはりいろんな手法をしながら再審請求が出されるように、検察の手持ちの証拠を開示ということは必要だと私は思います。そのためにも、やはりきちんとした意見書を提出していただいて進めるべきだと私は思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

木野委員 私もこの採択に関しましては、やはりできる限り救済の道を開いていくという意味で、採択したほうがいいのかと思っております。

以上です。

委員長 それぞれお伺いいたしましたが、採択すべきであろうというような声が多いように思いますが、再度確認をいたします。

これは採択するかどうかですが、まず、皆さんの声を聞きましたので、これより討論に入りたいと思います。

討論ございますか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。賛成多数でございます。

賛成多数と認め、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第2号の審議を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。それでは、再開を2時といたします。

休憩 (午後1時47分)

再開 (午後2時00分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

それでは、常任委員会協議・報告案件であります、那珂 I C 周辺を核とした活力あふれるまちづくりについてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 午前中に引き続き政策企画課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

常任委員会資料の 1 ページをお開き願います。

那珂 I C 周辺を核とした活力あふれるまちづくりについてでございます。

県植物園等のリニューアルや国道 118 号バイパスの整備などが予定されておりますことから、この好機を逃すことなく、これまで実現できなかった那珂インターチェンジを活用した地域活性化策に取り組んでいく必要がございます。

そのため、地域産業の活性化、地域資源を生かした地域間交流の促進及び情報発信機能による認知度向上などを目的とした複合型交流拠点施設、道の駅の整備を中心としたまちづくりを推進するものでございます。

一番下の令和 2 年度内の予定でございます。

まず、この 9 月、議会で方針を報告させていただきます。その後、10 月には外部有識者を含めた建設委員会を発足しまして、12 月、議会では建設予定地や基本構想の中間報告を行いまして、さらに年明け 3 月の議会では、出来上がりました基本構想の報告をしたいというふうに今考えております。

次に、それでは、まず 5 ページをご説明したいと思います。5 ページをお開き願います。

これは、県の予算関係資料でございまして、県では今年度、県民の森と県植物園のリニューアルに係る基本構想策定費として 2,000 万円を計上し、現在、基本構想である魅力向上計画の策定を進めております。

県として考えておりますリニューアルの方向性としましては、植物園は先進的な技術等を取り入れた新たな施設にリニューアルするもので、例えば写真にございますように、夜のデジタルアートガーデンの導入などを想定しているということでございます。県民の森につきましては、広大な森を活用し、キャンプ等の体験型アウトドア施設を新設するもので、グランピングなどを想定しているということでございます。

記載はございませんけれども、この魅力向上計画の策定を受託しましたのは、そら植物園株式会社の西畠さんという方でございまして、世界中から植物を収集するプラントハンターと言われている方でございまして、国内外で植物に関連したプロジェクトを数多く成功させている有名な方でございまして、その西畠さんからは、途中段階ではございますが、壮大な計画が提案をされているということでございます。

大井川知事も乗り気であるというふうに聞いておりまして、ほかにはないオンリーワンの魅力ある施設に生まれ変わることを目指しているとのことでございますので、今後、

県内外から多くの来場者が訪れるものと考えております。

県内外から多くの方が来るとなれば、間違いなく那珂インターチェンジを降りて、バードラインを通って植物園に向かっていきますので、那珂市としてもこのチャンスを逃すことなく、那珂インターチェンジ周辺の道の駅の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

それでは、2ページにお戻り願います。

3つの柱がございまして、1つは道の駅の整備、2つ目は先ほどご説明しました県植物園及び県民の森のリニューアル、3つ目は都市計画道路菅谷飯田線、いわゆるバードラインの4車線化でございます。この3つを一つのプロジェクトとして、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくりとして推進していきたいと考えております。

1つ目の道の駅の整備でございますが、地元農産物の販路拡大を目的とした農産物直売所をはじめ、市民交流、防災拠点等の機能を持たせた複合型交流拠点施設を想定しております。県植物園の新たなコンテンツに応じた施設機能も検討しまして、相乗効果というものも狙ってまいりたいと考えております。駐車場を含めまして4ヘクタール程度を想定し、高速バス乗り場の移設も検討していきたいと考えております。

この道の駅につきましては、令和7年4月のオープンを目指していきたいと考えております。

2つ目の県植物園及び県民の森のリニューアルは、先ほど説明したとおりでございます。

3つ目のバードラインの4車線化につきましては、国道118号バイパスの整備促進を図るため、市として、バードラインの4車線化を進めまして、県北方面に向かう観光客等の渋滞等の解消を図るものでございますが、併せて道の駅と県植物園を結ぶ道路の整備にもなるというものでございます。

最後の丸でございますが、道の駅を着実に成功させることで、那珂インターチェンジ周辺の魅力や価値が向上しますことから、民間投資の誘導も含め、第2期開発も念頭に置いて進めていきたいと考えております。

裏面の3ページをお開き願います。

道の駅の候補地としましては、3か所を考えておりまして、例えば候補地1の概要を申し上げますと、面積は約3.7ヘクタール、現在の地目は田んぼと畑、地権者は17人でございまして、一番右側の概要としましては、那珂インターチェンジから118号に向かう場合に視認性が最も高い。バードラインや那珂インター線からの出入口の設定が可能。障害となる建築物等はなく、自由な土地の形状が選択可能といった土地ということでございます。いずれにしましても、今後、外部有識者を含めた建設委員会に諮り、決定をしていきたいと考えております。

4ページのスケジュールをご覧願います。

これは最短のスケジュールとしてお示しするものでございますが、一番上の今年度、基本構想の策定を始めまして、先ほども説明しましたとおり、12月議会で中間報告、3月議会で出来上がったものの報告をしたいと考えております。

その下、令和3年度から4年度にかけて基本計画、基本設計の策定を進めまして、令和4年度は用地買収と実施計画に着手し、令和5年度から6年度にかけて本体、外構工事を実施しまして、令和7年4月のオープンを目指すというスケジュールでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

笹島委員 何でしたっけ、道の駅のあれは、県民の森と同時並行にしてやるんだということで、ちょっと昨日、県のほうに電話して聞いたんですよ。知っているかどうか分からないんですけども、まだ何かこの県民の森の、コロナの影響でどうするかこうするかというのはまだ決まっていないと、いつ頃オープンするかも決まっていないと、全体構想も決まっていないというふうに。どこのあれで、詳しく聞いたんですよ。そうしたら何か大阪の業者に委託しているんで、こちらに来れないんでということで、これからですと。詳しく教えてくださいと言ったんですよ、私。そうしたら、まだ決まっていないんで教えられませんと言うんで、そのところどうなんですか。

政策企画課長 県のスケジュール感につきましては、ちょっと県のほうから公表されていないので、私どもから申し上げることはちょっとできないんですけども、ただ、やはり県として、2,000万円かけて基本構想の策定を今進めていて、一応10月末にはできるという契約になっておりますので、そこまでにはできるというふうに考えておりますし、また、大井川知事もスピード感を持った方だと思いますので、それを踏まえれば、速やかに進んでいくのではないかと考えております。

また、我々も県とは情報交換をしながら、県の考え方やスケジュール感なども踏まえながら、すり合わせをしながら、市として最良のタイミングというものを判断しているというようなことでございます。

笹島委員 昨日、森づくり推進室かな、この方に電話して、なかなか会議をやっていたみたいで、夕方頃電話をくれたんですよ。そのときにもう私のほうも話しまして、向こうは少しは知っていたみたいなんですけれども、その件について。那珂市から聞いていますよということは聞いています、それはね。ただ、今言っていたとおり、いつリニューアルオープンするか云々というのは分かりません。こういうふうに向こうは当てにしていますけれども、いや、それも困るんですけど、そう言っていましたよ、それは。だから、それもう一回確認したほうがいいんじゃないですか。私が言っていることは間違いのないと思うんですけども、いつ頃確認していますか、それは。

政策企画課長 すみません、森づくり推進室とは、ちょっと昨日もお話をする機会がありまし

て、基本構想の策定の状況についてお話をさせていただいて、もともとは8月末までの契約ということだったんですが、そこは10月末まで延ばして、今、そら植物園と打合せをしながら進めているというふうには聞いております。

その後いつまでに工事なり管理なりをするのかというところは、かなり壮大な計画ということもあって、その資金面の話とかも当然、県だけではなかなか難しいという話も聞いていますので、そうすると、民間の力も活用しながら整備をするというような流れにおおそらくなると思いますので、そういう意味では、少しその辺で時間はかかってくるのかなというふうには思っております。

笹島委員 結論から言えば、那珂市は先走りするなという意味ですけれども、もう一つね、ここに書いてある地方創生拠点整備交付金を共同申請としていますよね。それも聞いたんですよ。そうしたら、うちのほうでいつになるか分からないんで、共同申請というのも、那珂市は那珂市で申請してくれたほうが助かるんですけれどもね、そういう話もしていたんですよ。これ2分の1申請があるんでね。その話も聞いていますか。

政策企画課長 こちらには、あくまで予定ということで書かせてもらってしまして、まだ申請をしているという段階ではございません。当然、県のほうが整備を進めるときに、我々と共同申請をするという形になりますので、今既にしているとかいう話でもありませんし、来年度、県として事業費が組まれるかどうかというところは、これからすり合わせしていくところですので、県の事業費が発生するときに、合わせて市としても共同申請という形で国の2分の1の補助をもらいながら、我々も、当然、那珂市にある植物園でございますので、県に任せきりではなく、市としても支援をしながら進めていくべきものと考えております。

笹島委員 那珂市は那珂市という独自性でやらないと、これね、一緒にやると言ったって、向こうは向こうの事業体でやっているわけだから、向こうはそういう話をしていたんでね。そういうふうにしていて、今、県の植物園を頼りにしていったって、今23万人ですけれども、100万人という構想云々と。向こうはいつ頃になってどのくらいという、全くその事業計画ができていないんですよ。ですから、私が結論から言えば、那珂市が単独で先走らないでくれと。もし今言っていた県民の森を当てにしているんなら、していなければ構わないですけれども、やはりこれに書いてあることは、県民の森を当てにして、それで集客をもくろもうという趣旨ですよ、ですよ。だから、それはやめてくれと、そういうことじゃなく、単独で、自分たちでこういう構想でこうしたいと、それでもって、やはり後から始まる那珂市の道の駅は大変厳しい状態だと思うんですよ、ほかができている中でね。ですから、そのことが言いたいんで、一応この件は以上で。

副委員長 この外部有識者の建設委員会というのは、どういうメンバーで、これからのスケジュール、どういうふうにしていこうと思っているんですかね。

政策企画課長 まだメンバーについて具体的に決めているわけではありませんが、外部有識者

以外にも、当然、市民や市内の団体に入ってもらおう予定でありますし、あと、可能であれば議員の中からもどなたかお願いしたいとも思っておりますし、そのような形で、我々だけで決めるのではなくて、当然、外部の人とか市民とかの意見も反映をできるような形の委員会として、基本構想や基本計画について意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

まだ、人は決まっていますが、またスケジュール的にはいつやりますということまで決まっている話ではございません。すみません。

副委員長 そうしますと、これ大井川知事のスピード感と言いますが、大井川知事がスピード感を持って、既に当初予算でこのような計画、基本構想を9月にまとめて、そして令和7年4月でしたっけ、というところのオープンなんだと思うんですけど、さらに上回るスピードで、ここに合わせていくというのは、相当大変じゃないかなと思うのと、これ9月に補正が上がってくるのかと言ったら、9月補正は上がってこないです。この建設委員会だって、予算なしでこれからやっていくということになるんですよ。ちょっと無理がないですか、正直に僕は思うんですけども。

それともう一点、これだけのことをこの短期間に進めようと思うと、職員も相当負担がかかると思うんですけども、この辺は、例えば専属の室をつくるとか、担当を決めるとか、何かそういうことも考えていらっしゃるんですかね。

政策企画課長 まず予算の面についてですけども、一応、今年度予算の中で、活力あふれるまちづくり検討事業という予算を計上させてもらっています。それは200万円ぐらいあるんですけども、那珂市のいろんな資源とかそういうものを活用して、活力あふれるような何かをできないかという検討をするための経費として上げさせてもらったもので、そこには例えばワークショップみたいなものを開くための開催に係る必要な報償費とか、その辺を計上していますので、それを活用して、建設委員会についてはやっていきたいと思っております。

あと、組織についてですけども、当然この道の駅なりをやっていこうとすれば、今の体制の中でやるのは当然無理だと思っておりますので、そこは来年度、本格的にやるよということであれば、組織なりをきちんとつくった形で対応していきたいというふうに思っております。

副委員長 そうしますと、ここに示されているスケジュール感で今のところ問題がないという認識なんですね。

政策企画課長 あとは、県のスケジュール感というのもあると思います。例えば県がこの植物園の構想について、例えば最悪駄目になったという話がもしあれば、その場合は我々もこのスケジュール感とかについては再検討する必要とかはあるのかなとは思っておりますが、ここはあくまで最短のスケジュールで考えさせてもらっていますので、今後、場合によっては見直しというものもなくはないのかなとは思っております。

副委員長 ちなみに、これそれぞれ道の駅本体、県事業の負担分、バードラインの拡幅、それぞれいくら予算を見込んでいますか。

政策企画課長 道の駅につきまして、ちょっと具体的に申し上げるのはあれなんですけれども、例えば常陸大宮市の道の駅は約 20 億円、常陸太田市の道の駅は約 13 億円ということでございますので、当市におきまして道の駅をやるとすれば、それに近いような数字が必要となってくるのではないかと考えております。

ちょっとバードラインについては、まだ事業費的にはイメージはすみません、ございませんが。

副委員長 県事業の負担金は。

政策企画課長 県事業の共同申請をする分の話かなと思いますが、それについては、当然、植物園をどういう形で整備するのかというところが今検討中というところがございますので、市としていくら、どのような形で負担するのかというのは、これからの調整ということになります。

副委員長 前の市長の一般質問の答弁の中で、多分 100 億円ぐらい県はという話だったと思うんですけども、間違っていたらごめんなさい。仮に県が 100 億円だとしても、県の予算規模 1 兆 1,629 億円ですから、0.008%、那珂市 200 億円ですから、20 億円かかるとなったら 10%ですよ。そう考えたときに、そのほかにバードライン、負担金も出るとなるときに、これ多分失敗できない事業なんですよ、失敗できませんよ、これ。そのときに取りかかり方として、ちょっと急ぎすぎいでいませんかというのがどうしても僕はぬぐえないんです。だから、そこは、けつをちゃんとここという目標はあっていいんですけども、ぜひ無理をしない範囲で、急ぐばかりに結論ありきで、何かオープンを目指すことばかりで議論を進めてほしくないなというのを一つお願いしたいところです。

それと、もう一つ、やはりこれだけの予算をかけてやるとなると、問題は、造るのは市債を発行して、これからの人たちが負担していけばいいという考え方でできますけれども、万が一、赤字の場合には、負の遺産を確実に残すことになります。ですから、そのためには、僕は、先ほど県も民間の活力をとということを言っていましたけれども、民間の活力等をしっかりと利用してやっていくべきだと思いますし、その部分では、PFI等、最初から民間活力に頼るということも選択肢としてはあると思うんです。でも、このスケジュール感だと、多分、PFIなんか、最初から落としていますよね、選択肢の中から。だから、そこが僕はどうなのかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

政策企画課長 おっしゃるとおり、PFIでもしやろうとすると、PFIの事業者というものがやはり存在しないとなくなくて、そこを組成していくためのコンセンサスを図っていくための時間というものがどうしても必要になるということがございます。PFIでもし整備をしたとしても、結局その後、分割で結局払っていくような形にはなりますので、そういう意味ではいつ払うのかという違いなのかなと私は思っております。ご存じかも

しれませんけれども、常陸太田市は第三セクターでやっておられます。市とJAが中心となった第三セクターという形で、常陸太田市については、収入、基本的には売上げの中で運営費を賅っているという形で、非常に優良な健全経営をやられているということで伺っておりますので、我々もそこをよく調査研究をして、そのような経営ができるようにしていきたい、目指していきたいというふうには考えております。

副委員長 PFI、資金の部分ではそうかもしれませんが、こちらが箱物を造って、そこに入ってもらおうのと、最初から建物を造る段階で民間の発想を取り入れるのでは、これは大きな違いだと私は思いますよ。負担の部分じゃないと思います。この議論はそこじゃないでしょう、PFIは。もちろん資金の部分もありますけれども、最初からその構想の段階で入っていただいて、民間活力を利用して、その知恵を使ってよりよい運営を目指していくために、建物の段階から入ってもらおうという考え方なんだと思うんですけども、私は、県も基本構想から民間ですよ。そこがやはり僕はしっかりと民間活力を使いながらやっていくべきだと思っていて、常陸太田市や常陸大宮市と同じものを造っても、絶対に共倒れになるだけです。じゃ那珂市の強みとか、那珂市のために何ができるんだ、ほかと違うことはどうなんだ、それをきちっとやらないと、この事業失敗しますよ。ほか、常陸太田市、常陸大宮市がこうだからでは駄目だと思うんです、僕は。常陸太田市、常陸大宮市がこうだからこそ、那珂市はこうやったという方法がこの構想の段階から僕は必要だと思いますんで、ぜひその部分は、僕はあまりこの議論を焦ることなく、しっかりといろんな選択肢を交えながら議論をしていただいて、前に進めてほしいなと思います。ぜひその点をお願いいたします。

委員長 回答は要りますか。

副委員長 ぜひ一言お願いします。

政策企画課長 そうですね、我々も、我々だけで当然進めていくつもりはありませんし、当然、基本計画なり、基本設計のところは民間のほうにお願いをする形で考えておりますし、そこは我々だけでとかではなく、民間の考え方というものも当然入ってくるものと考えておりますし、また、県植物園の新たな、民間事業者の方がいますけれども、その方とも意見交換をしていくつもりはありまして、県の植物園と道の駅が相乗効果を発揮できるような、そういった意味での意見交換をした上で、民間の考え方とアイデアというものも、我々いただきながら、道の駅にどうあるべきか、どういう形にすべきかというところは考えていきたいと思っているところでございます。

副委員長 すみません、決して道の駅構想自体を否定しているわけではありません。造る、造らないも含めてきちっと議論をしてほしいということと、議論するときの観点として、民間というものをしっかりと取り入れてほしいなということ。それから、やはりコロナで非常に厳しい状況、そして今後の市の財政というのは、かなり厳しいことが予想されますよね。この状況、誰が考えてもその状況というのは先が見通せていると思います。

そのような中で、那珂市は 10%を超える予算をここにかけるわけですから、ぜひ失敗できないと思いを強く持っていただいて、しっかりと議論を進めていただきたいのを最後にお願ひして終わります。

議長 今回の道の駅構想、これはどこから出たの。これね、なぜそういうことをお伺いするかというと、ここ 1 か月ちょっと、2 か月にならないかな、まだ。いわゆる県の植物園の話が出ましたね。それが何月でしたか。リーフレットか、パンフレットかな、県の。何か出たでしょう。出ましたよね。その後だよ、この話は。そうでしょう。それで、いわゆるさつき笹島委員が先走っているというようなことを言っていた。確かにね、そういうことも一部では捉えられるかも分からない。それはいわゆる本当に僅かな期間で道の駅という話が出ちゃっているんだよね。そうすると道の駅以外の議論というのはしているの、企画のほうで議論はしているんですか。例えば道の駅以外の商業施設とか、そのほかいろんなもろもろの、いわゆる開発に関する、そういう話というのが出てきた中で、そして道の駅というものが選択された、そういう順序なんですか、それともどうなんですか、その辺は。

企画部長 まずきっかけとしては、県の植物園のリニューアルという話が表に出て、ある意味でそれとセットでスケジュール感を示されて、市にもこういったことを考えている、協力をよろしくという説明にお見えになりました。それがまず市として何か考えていこうというきっかけになったと、これは事実でございます。一番は、その植物園のリニューアルのスケジュール感を踏まえた上で、インターチェンジ周辺という別な課題は 20 年来課題として持っていたので、そのインターチェンジ周辺の開発ということを踏まえた上で、やや県のスケジュール感というものをセットで抱き合わせて考えたときに、インターチェンジ周辺をいわゆる開発するにはどういった目的のとか、どういった手法がというのを総合的に検討させていただきました。

まず第一段階としては、その検討の過程において、県のスケジュール感にできれば近いものにしていきたいと考えたときに、要は、市が直接公の施設として整備をしていくという選択肢しか、なかなかこのスケジュール感に合わせることは難しいという検討の結果に至りました。そうすると、市が直接的に公の施設を造るとなったときに、何の目的の公の施設が一番この契機に造るものとしては妥当なのかという検討を進めた過程の中で、やはりインターチェンジを車で下りて植物園に向かう、そういう観光客が、立ち寄って利用してもらえる施設という考えれば道の駅だろうというような結論に至ったという、そういう経緯があります。

議長 それは執行部の考えでしょう、執行部の考え。そこ、その辺が私は問題だろうと。もうちょっと、やはり器を大きくして、さあその県民の森と、那珂市でも独自にそれに合ったそういう施設という場合には、これ見るというと、さっきのにもこれ出ていたけれども、これ外部の有識者とか、そういうときにそういう有識者というのが必要なんじゃない

いですか。もうちょっと幅広い考え方で。私はそう思うんですよ。本当に今回のやつはね、確かに那珂インターチェンジ周辺の開発というのは、今からもう二十数年前からあそこはえらい金を投資しているんですよ、行政が。行政が独自でやった経費というのも記録に残っていると思う。議会とかそういうのじゃなくて。議会でも特別委員会を設置しました。それは前に、いわゆる執行部だけの独自の計画を持ったときもありましたよ、あの当時で七、八百万円の予算を組んでやったんですよ。

そういうふうにな、そういうときからいろいろな経費をかけてきて、いまだにあの状態。ですから、恐らく市長は、今回のこの植物園に抱き合った一つの那珂市独自のいわゆるこういう複合施設、いわゆる道の駅ということですけども、そういうことをやっていきたいと、こういうことなんでしょう。それはそれで結構なんですよ。それに対して私は云々ということはないんです。今までの経緯を見ても。ただ、何で道の駅だということになったのかということが私は理解できない。もうちょっと幅広い考え方で、当然、道の駅もいいでしょう。私はいいと思いますよ。ただ、何のそういう話も何も議会にもなかった。いきなりぼんと道の駅ということに対して、何だよと首をかしげる点があるということ。ここだろうと思うんですよ。恐らく各委員もそういうふうに思っているんじゃないですか。

だから、さっき副委員長が言った、果たして道の駅でどうなんだろうという、そういう不安、そういうふうにも取られますよ、当然。だから、もうちょっと幅広いね、やはりいろんな何ていうのかな、議論をして、その中から選択をしていく、こういうことも選択肢の一つと違えますかね。何かいきなり道の駅ということで、私もあれ、1日びっくりしたんだよ、道の駅ということ。あのとき初めて聞いたんだから、市長から。それに対して質問やったけれども、あれちょっとルール違反なんですよ、彼は。もう締め切っているやつに対してやったんだから。

でもね、そういうふうにもいろいろ不安があるから、やはり質問をしたりなんかしているんですよ。どうもその辺が私には理解できないんですけどもね、この道の駅ということありきということが。もうちょっとやはり道の駅だったらば、もうちょっと何ていうのかな、順序を踏まえて、あるいは敷地の問題、これでいくというと、これは4ヘクタール以下ですよ。これはいろんな民家の問題、そういうのがあって4ヘクタール以下なんだろうと思う、私の推測ではね。だから、そういう面積についても、いろいろそういうことは幅広い考え方を取り入れてやっていただきたいなというのが私の考えです。

決して道の駅反対だよとか何かということじゃないですよ。そういう意味じゃなくて、もう少しやはり幅広い考え方を取り入れた中で、そして、その中から選択をしていってやっていくというのが進め方と違うかな。あまりにきゅうきゅうなんだよね。

それと、副市長、ここでちょっとお願いがあるんですけども、先ほど笹島委員が言っていました、県のほうへ問合せして、そういう話が全然ないんだよと、ちょっとはあつ

たけれどもというような話だったですよ。そこでね、県のこれ林政課森づくり推進室、あるいは地域振興課、それと観光物産課ですか、これ人脈あるでしょう。これすぐに、当たってみてくださいよ。果たして県民の森がどうなのかということ。これ今期定例会最終日ぐらいまでには分かりますかね。

副市長 多分、笹島委員が電話してお聞きになったというところで、最終的に固まっていなくて、外には出せないということなのかなと思うんですよ。やはり執行部なりのスケジュール感とか、どんなのやりたいというのはあるでしょうけれども、まだそれが県として固まった形で、こういうふうにするんだというところまではいっていないし、委託業者からもコロナの関係で8月から10月に締切りが伸びたというところもあるので、多分その辺の原案も最終的な案が出てきているわけではないし。そうすると、はっきりしたことは言えないですよというのが最終的な県の見解になるのかなと思いますね。

議長 いずれにしても本当にこれを進めていくのかということが、それなんだろう、県民の森。これは果たしてやるのかなという。だから、那珂市がそれに伴って先走るなよという意味は分かるんだよ。だから、やはりその辺を具体的なことというのはまだまだ先の話だろうとは思いますが、これ。だけれども、これからコロナの影響ということもあるでしょうが、本当に進めていくのか、その辺だけは、少なくとも確認は取れるでしょうと思うんですが、どうですか。

副市長 その辺は、進めるかどうかについては、確認をしてみたいと思います。

議長 そういうことでお願いしますよ。

副市長 調べてみます。

笹島委員 いろいろ話を聞いていると、その県民の森とこの道の駅は、これは別物なんですよ。あまりにも期待しすぎる、何人か呼ぶと。コバンザメ商法じゃないんだから、それは別、これはこれと。要するに海のものとも山のものとも分からないじゃないですか、どれだけの集客が来る、どんなものするって、今言っていたとおり。いつになるかわからないものを期待しちゃいけない。やるんだったら、那珂市独自で、要するにもう調査ですよ。どのくらいの人に来て、どのくらい売上げ上げてという、もう細かい、当然事業費とかね、そういうところから、もうそれを含めてやって、県民の森からお客さんが流れてきたらもうけもんだと、そのくらいの気持ちでやらなければ絶対成功しない。要するに人ごとで、他人事でやっていちゃ駄目ですよ。だから、私は、どういうふうにするんだと、那珂市としてはと、独自性はという、その話を聞きたいわけですね、逆に。そうすれば、皆さんだって、いいじゃないかってとか、いやそれはちょっと金がかかりすぎじゃないかってとか、いろんな意見が出るでしょう。だから、私はそういう話までしたいわけ、本当は。今、全然何の話もない。

県民の森の話をしていって、これ人の話ですよ。申し訳ないけれども、この県北にはもう6つも7つも道の駅があって、そこから後から出て行くというのは、もう大変な

ことで、ライバルがいるわけですよ。そんな那珂市だってね、周りに観光資源があるわけじゃないし、温泉が出るわけじゃない。特徴が何もないところ。これ常陸太田市も同じですよ、田んぼの中でやって。全く一緒。そうすると、もうマーケットってどういうあれかって、調べたかどうか分からないですけど、やはり観光じゃ来れないですよ。20 キロメートル圏内の毎日リピーターが、買物に来る人がお相手するわけでしょう。そこには直売所もまだあるわけでしょう。だから、こういうことを、マーケット、そういうことをよく調べてやっていかないと、さあ、県のほうでこういうリニューアルオープンするから、那珂市は道の駅造るか、そういう安易なことは絶対成功するわけがないじゃないですか。どこでも物すごい、民間でもいろんなリサーチをして、最後の最後で何か月、何年かけていって、ましてこれ幾ら、20 億円とか 15 億円とか、そのくらいの事業費でしょう、それをかけてやるわけでしょう。先ほど言ったけれども、失敗は絶対許されませんよ、これは。30 年間以上やらなきゃ。誰がこの後、継いでやるんですか、それを。箱物造って、はいおしまいというのは、それは行政のみんなあれかもしれないけれども、運営していくのは大変ですよ、だから。そういうこともいろいろ考えてやって、絶対に、だからね、早くやらなきゃ、早くやらなきゃということじゃなく、冷静にデータに基づいて分析していくというのが一番大事じゃない。人のもう、県民の森なんかどうだっていいですよ、自分のところはどうなんだという、その話をしてくださいよ。

企画部長 なぜ道の駅なんだという話と、その辺の笹島委員から今言われた、そういったマーケティングというようなことの部分も含めていろいろとご意見をいただきました。今日の報告は、道の駅を核としてインターチェンジ周辺の開発を進めていくという方針を市として決定したという報告ではあるので、細かいことは何一つ決まっておきませんが、ただ、あくまでも、このタイトルにありますとおり、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくりを、つまり開発をしていくという方針を決めたということでございます。いろいろスピード感というのは大事けれども、急ぎすぎではまずいというようなご指摘も受けました。

このスケジュール感で言うと、外部の委員などを含めた有識者会議を立ち上げて、半年で基本構想をつくるという話をさせていただきましたが、一番肝腎なのは、この基本構想づくりの中で外部委員を入れること。外部委員を入れて、あの周辺に市が開発をするに当たってはこういったものが大事なのか、こういった機能を配置するのが大事なのかというのを幅広く意見を求めることというのをやっていった過程の中で、例えば半年では足りないという話があれば、これはこのスケジュールにとらわれることなく、時間をかけて検討していきたいと思えますし、その取り入れたい機能、意見等を踏まえると、例えば道の駅という補助制度を活用しただけでは、そういった機能までは整備できないという話ももしかしたらあり得るかもしれません。そういった部分については、道の

駅じゃなきゃ駄目だということにとられることなく、意見を幅広く聞いた上で、市として、あのインターチェンジ周辺にどういった機能を持ってきて開発をするのがいいのかということ、その目的を忘れずに検討していきたいというふうに考えていきたいと思いましたが、今日はいろいろアドバイスをいただいてありがたいと思っております。

議長 大分心強いね、大きい声でよく聞こえました。私らが言っているのは、この話が急にぼんと来て、いろいろ検討はしたんでしょうけれども、道の駅以外に何か複合施設的なことで、何かほかにもありましたか、何か。

企画部長 まず検討してきたことでは、道の駅という制度の枠組みの中で複合施設が可能なので、どういった機能を取り入れることが可能かという検討はしてまいりました。最たるものは防災機能という、あとは情報発信機能とか、これはどこでもやっていることではありますけれども、そういう複合施設を考えていたということでございますけれども、当然、民間の方々の発想を取り入れてくると、私たちが想定し得ないような、こういうものがあってもいいんじゃないかという話も意見としては出てくる可能性があります。そういう考えをどんどん……

議長 ちょっと待って、議員の考え方を取り入れると、今言ったの。

政策企画課長 委員、外部委員さん方の考えを。要するに役所内部の職員だけの考え方でそういうことは検討してきましたけれども……

議長 誰。

企画部長 要するに外部の委員を検討委員として組織をして、そこで検討してくると、私たちの発想にない、こういった機能もあったほうがいいんじゃないのという幅広い意見が出てくる可能性があります。それは、その考えを要するに否定することなく、例えば道の駅という機能なので、こだわってしまうと、そういう機能は入れられないという発想での意見もあり得るかもしれません。あり得るから駄目ですよということではなくて、そういう意見を受け入れて、それでそういう機能を持たせるためにはどういった検討をして、可能かどうかということも含めて検討していくという柔軟な姿勢で、この外部委員を入れた組織の中で検討していくということが大事なんだということを思ったものから、ここで私、今日述べさせていただいたということでございます。

議長 それは当然の話だよ。ただね、あまりにも短期間な間に、道の駅ということがぼんと出ちゃっているんだよね。だから、それにはいろいろ検討をしたのかということ、我々は問いたいですよ。確かにこれにもうたわわっているように、地元の農産物の販路拡大、いいことですよ、これ。あるいは、市民の交流、あるいは防災拠点というのはどうなのかな。それが果たして防災拠点になる、何かあれば確かに広いところですから、駐車場が、広く取るわけだろうから、防災拠点としても活用はできると思います。ですから、そういういろんな面でメリットがある施設ということは、これは大いに賛成なんです。それと活性化、それと、今でこそ執行部では言わないけれども、那珂市の玄関と昔はよ

く執行部は議会のたびに言っていた。今、誰一人言う人がなくなった。言っているのは言わば県北の人です。県北の玄関、那珂インターチェンジ。残念ながら那珂市の人は誰も言う人がなくなった、行政はじめ。

ですから、そういう意味では、県北の玄関ということに位置づけをしているとするならば、県北の方々ですよ、大いに結構な話なんですよ、これ。大いに結構なんですよ。それをまた我々も一生懸命、今まで何十年となく取り組んできた。それができなかったんですから、現実的に。それをこれからやろうということに対しては、我々は大いに賛成なんです。ただし、このいわゆる県の計画とともに、県があそこを投資して、この辺にない植物園を造るということが出ました。それで那珂市、今度は独自の何かということで、今回こういうことが出たんでしょう。それはそれで結構なんですよ。決して我々は云々ということは何もありません、私は。また、地域の人も望んでいるんじゃないですか。あまりにもきゅうきゅうでぼんと出てびっくりしたというのが実感なんです。恐らくほかの議員もそうだと思いますよ。もう既に、これ早かったね、もうスケジュール表が出て、計画がもうこれ出ているんだよね。これは本当に素晴らしいね、こういうスピード感というのは。今、スピードというのは求められる時代ですから。だけれども、あまりにも今までの計画の中で、こんなスピーディーなのはなかったな。

それだけに不安を持つということもあると思う。そういう面では、さっき言った、小泉副委員長が言ったのも、そういう不安のあれで言ったんだろうと思うの。やはり我々もそういうふうに感じます。私も感じるよ。そこで何回も言うようですけども、この道の駅ということがもうぼんと打ち出された、それでびっくりした。だから、もうちょっとね、さっき部長は、あまり幅広い考えだということ、ああでもない、こうでもないと言ってまとまらないというようなことなんだろうと思うけれども、やはりね、幅広い意見を集約して、それが仕事なんだから、集約するのが。そうでしょう。そして、やはりね、進めていくというのが私は本来のやり方と違うかなと思うんですよ。

でも、ここまでやっちゃったんだから、やったんだから、やってくださいよ、しっかり。  
企画部長 今日たくさんのご意見をいただいて、本当にありがとうございます。当然スピード感も大事だということを重々認識をしている上で、ただ、当然造ってしまった後にお荷物という施設にならないためということで、まずは外部の有識者を含めた委員さん方で検討することを、まず目の前のこれに集中させていただいて、場合によっては、このスケジュール感で、半年間ということにこだわらず、慎重に検討を重ねていって、那珂市にふさわしい、そしてほかの近隣市町村に比べても遜色のない施設が造れるようにということで、まずはこの基本構想づくりに全力を尽くさせていただいて、その上で、道の駅ということにも、あわせてこだわることなく、那珂市にふさわしいいろんな機能を有したものをこのインターチェンジ周辺に造っていきたいという心積もりで頑張らせていただきたいと思います。

委員長 ほかございませんか。

笹島委員 話はね、やはり私、箱物ありきじゃいけないと思うんですよ。造るのは簡単、借金まみれになって、負の遺産になって困るのは市民ですからね。先ほど言った1万、2万円の話じゃない、10億円も20億円もする、先ほど何回も言っていますよね。それだけ初期投資をするわけですよ。駄目だったら、私は関係ないよ、市民のツケですからね、我々。だから、一番考えなきゃいけないのは、この競争の中で本当に採算が合う事業なのか、大規模事業ですからね。やるやらないというその以前の問題で、きちんとリサーチして、これだけ酸っぱく言っておきますから、それで決めてほしいんですよ。もうかればいいですよ、どんどんあれして。どうやってもうけたらいいかということ、これをソフトの部分で考えなきゃ。箱物を造って補助金どこからもらってって、これ本当に簡単ですよ、誰でもできます。一番難しいのはソフトで、どうやって運営して、どうやって売上げを上げて、どれだけお客さんを引っ張ってきて、どれだけ投資しようかって、これから先ということ。物すごい大変。これからが大変なんです、できてからね。みんなそれで四苦八苦しているんですから、全部が全部黒字じゃないですからね、道の駅は。もうほとんど赤字のところもありますからね。常陸太田市も常陸大宮市も分かりません。常陸太田市のほうが売上げいいでしょう。人数も来ているでしょう。常陸大宮市のほうが売上げ少なくて、人数も来ていないですよ。誰もその逆だと思うんですよ。でも、実際は、データでこの前調べてもらったんですけども、そういう現実なんですね。

ですから、もう本当にデータできちんと、周りも調べて、似たような、どういう道の駅造るんだというんだったら、そのところに視察に行って研究して、聞いてきて、どういうあれするかということ、やはりこれ物すごい時間かけなきゃいけない。こういういい条件があるから、さあ造りましょう。そこら辺のね、申し訳ない、犬小屋造るわけじゃないんですからね。本当にこれでつかい大事業ですから。先ほど彼が言っていたね、予算の10%もかけるような事業ですから、絶対失敗は許されないですから。でも、もう始まったらゴーですよ、やはり一生懸命やらなければいけない。その一番の今の瀬戸際なんですね。ですから、これ本当に調査研究してください。

以上です。

議長 加えて、あの辺の那珂インターチェンジ周辺、あそこはもう、これにもうたわわれているけれども、農業振興地域、それから調整区域、本当に入り組んでいますよ。ですからね、あの辺の開発といったらね、行政が主体でやらなかったら、民間じゃできないですからね、民間では。あんな面倒くさいあれでは、いろんな問題が多すぎる。そういう意味では、やはり行政が主体として進めていくというのが、これはもうもっともだろうと思う。だから、今までもああいうふうな状態が続いているわけですから。

ですから、今回のこれについてはしっかりやってくださいよ。それを加えて申し上げておきます。お願いしますよ。

君嶋委員 私からも、先ほど部長からの意気込みも分かりました。この道の駅を建設予定するならば、先ほどちょっと話の中に常陸太田市で 13 億円、常陸大宮市で 20 億円、それぐらいでしょうというような曖昧計算じゃなく、きちんとした設計の中でいくらぐらいの経費がかかる、工事にかかる。今、福田議員が言ったように、インターチェンジ周辺の土地の問題をクリアするのにどれぐらいの期間がかかって、どれぐらいのお金を投資しなきゃならないかというのをきちんと調査をした中で進めるのならばやっていただきたい。そういうものはきちんと、曖昧なまま、どこでいくらかかったから、うちもこれぐらいでしょうというような考えとか、インターチェンジが近いから、この中でも高速バスの乗り入れの場所とか、そういうのでも、インターチェンジとつなげられるのか、それもつなげることができないのかもありますから、きちんとした調査をしていただきたい。私はそう思っておりますので、お願いします。

企画部長 今日の時点ではこういったことで方針を決めたということなので、今おっしゃっていただいたようなことは当然これからきちんと事業計画を立てて積算をしてということ、維持管理も含めてやっていきたいと思えます。

委員長 ほかにないですか。

(なし)

委員長 それでは、いろいろご意見、ご質問出ましたが、皆さん言っていることは、もっと調査をしてくれということですので、調査を、リサーチをしてやっていただきたいと。ただ、まだこれも、議長がさっきおっしゃっていたように、もう二十何年も前からの懸案でありますので、委員の皆さん、皆さんが期待もしているでしょうし、不安もあるでしょうし。そういったことですので、次回の 9 月 17 日の全員協議会で、この件については報告をしていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を 3 時 10 分といたします。お疲れさまでした。

休憩（午後 3 時 00 分）

再開（午後 3 時 10 分）

委員長 再開をいたします。

市民協働課、建築課が出席しました。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

市民協働課長 市民協働課、課長の玉川でございます。ほか 3 名が出席しております。

なお、本日は四中学区コミュニティセンターの経過報告がございますので、設計を担当しております建築課職員 2 名が同席をしております。よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書の 84 ページをお開き願います。

なお、決算主要施策調書におきましては 25 ページから 27 ページが市民協働課所管の事業となっております。

款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

下段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目コミュニティ費、支出済額 2 億 1,286 万 5,878 円でございます。前年度より大きく増額となった事業でございますが、89 ページのふれあいセンターよしの管理事業、繰越明許費分、こちらは空調設備の修繕となっております。また、93 ページ中ほどの四中学区コミュニティセンター整備事業におきましては、測量設計や不動産鑑定の委託料が増えています。

なお、不用額の主なものでございますが、市民協働課は所管する施設が多いことから、需用費では光熱水費や修繕費などの残額が不用額となっております。委託料におきましては、コミュニティセンターの夜間管理などの残額となります。また、負担金補助及び交付金は、自治活動施設建設費補助金やまちづくり交付金などの残額となっております。

続きまして、92 ページをお開き願います。

下段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、支出済額 219 万 8,660 円でございます。不用額の主なものでございますが、報酬につきましては推進委員会の委員の報酬、賃金は臨時職員の賃金の残となっております。

続きまして、次のページ、94 ページをお開き願います。

上段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目国際市民交流費、支出済額 1,043 万 6,336 円でございます。不用額の主なものでございますが、賃金は臨時職員の賃金の残でございます。負担金補助及び交付金は国際交流協会補助金の残となっております。

続きまして、98 ページをお開き願います。

下段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、支出済額 4,241 万 2,419 円でございます。この目で市民協働課が所管するのは、1 ページめくっていただきまして、101 ページの上から 4 つ目のふれあいパーティー開催支援事業になります。支出済額は 51 万 2,475 円でございます。令和元年度につきましては、婚活パーティーを 2 回開催してございます。

続きまして、242 ページをお開き願います。

上段になります。

10 款災害復旧費、4 項その他公共施設災害復旧費、1 目その他公共施設現年災害復旧費、支出済額 39 万 2,617 円、コミュニティ施設単独災害復旧事業となります。こちらでございますが、台風 19 号の影響により破損いたしましたふれあいセンターよこぼりの外

灯の修繕でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

次に、常任委員会協議報告案件であります四中学区コミュニティセンター整備に係る経過報告についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

市民協働課長 常任委員会資料の6ページをお開き願います。

(仮称)四中学区コミュニティセンターの整備について、経過報告をさせていただきます。

四中学区コミュニティセンターにつきましては、昨年の第3回定例会の当委員会におきまして、建設地を菅谷地内のかわねや東側水田としたことをご報告をさせていただきました。その後、着手いたしました基本設計がおおむねまとまりましたので、本日はその概要と、先日、8月8日に開催いたしました事業説明会の開催結果を併せてご報告させていただきます。

それでは、1、基本設計から説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

建設地の位置図になります。

建設地は、かわねやの東側、四角で囲んだ部分となっております。

なお、建設地内を東西に横断しております都市計画道路下宿仲之内線につきましては、具体的に整備を進める段階にはなってございませんので、事業化になるまではコミセンの敷地として一体的に利用する計画としてございます。

次に、(2)施設の概要でございます。

敷地全体の概要になりますけれども、コミセン本体は鉄筋コンクリート2階建て、建築面積は1,214.52平米、延べ床面積は1,801.41平米となります。駐車場、歩道、緑地も記載のとおり面積で計画をしてございます。

次に、コミセン本体の概要となります。

下の表をご覧くださいと思います。

1階の諸室等の面積や部屋数につきましては、これまで建設してきたコミセンとほぼ同様となりますが、8ページの上の表、上から4つ目の外部倉庫兼トイレでございますが、四中コミセンにおきましては、本体の施設と一体化いたしまして、外部からのみの出入りとしてございます。

さらに下のほうの記載の車椅子利用者用駐車場と駐輪場につきましては、施設本体近くに配置する計画としてございます。

2階でございますが、菅谷地区はほかの地区に比べまして人口が多いことから、会議室を3室配置いたしまして、さらに、菅谷地区のまちづくりに取り組んでいる菅谷地区まちづくり委員会の事務室と、市民活動団体の活動支援をしております市民活動支援室を配置する計画としてございます。

なお、この市民活動支援室でございますが、高齢者福祉センター内に設置しております現在の市民活動支援センターを移設する計画としてございます。

駐車場でございますが、車椅子利用者用駐車場3台を含めまして162台で計画をしてございます。駐輪場は34台となります。

続きまして、次のページ、9ページの配置図をご覧いただきたいと思います。

こちらは、敷地内のコミセン本体の位置や駐車場の配置を示したものになってございます。

まず、敷地の出入口でございますが、敷地南側に接する現道からの出入りを主として計画をしてございます。そこから入りますと、先ほどご説明した都市計画道路下宿仲之内線の部分になりますが、事業化になるまでは、駐車場や建物へアクセスするための通路として利用する計画としてございます。

コミセン本体につきましては、これまでの公共施設と同様、南向きといたしまして、敷地全体では北側に配置し、その前面を駐車場としております。建物本体の北側につきましては、住宅地に隣接しておりますので、日当たり等にも考慮した距離を確保してございます。

次に、10ページの1階平面図をご覧いただきたいと思います。

部屋数や大きさにつきましては、既存のコミュニティセンターとほぼ同様でございます。北側の多目的室と会議室、二部屋の間には可動間仕切りを設置することで、参加人数等に応じた利用ができるようにしてございます。南側の和室につきましても同様となります。そのほか給湯室や談話コーナー、児童室、授乳室を配置いたします。さらに、2階建てとすることから、エレベーターを設置いたします。

また、先ほどご説明いたしました外部倉庫兼トイレは、東側の配置となっております。

次に、11ページ、2階平面図をご覧いただきたいと思います。

先ほど施設の概要でもご説明はいたしましたが、2階にも会議室を3室配置いたします。東側の2室につきましては可動間仕切りを設置いたします。南側には菅谷地区まちづくり委員会の事務所と市民活動団体支援室を配置いたします。

次に、12ページ、立面図をご覧いただきたいと思います。

こちら各方角から見た建物の立面となります。一番上は南から見たものになりますので、建物の正面から見た立面となっております。

次の北側につきましては裏側から、左下の西側についてはかわねや側から、右下の東側につきましては、両宮遊歩道側から見たものになります。

平面図や立面図だけでは建物の外観のイメージが湧きづらいと思いますので、13 ページのほうをご覧くださいと思います。

上の配置図の赤い矢印方面から見た建物の外観が下のイメージ図となっております。屋根や外観の色につきましては、今後、実施設計の中で検討してまいりますので、今回はあくまでも建物のイメージとしてご覧いただければと思います。

このページにつきましては、南西側から見たものになります。全体的に勾配屋根としておりますが、西側の平らな部分、白い部分につきましては、太陽光パネルや空調設備を設置するスペースとして計画をしてございます。

14 ページ以降につきましては、それぞれ西側、北側、南東側からのイメージ図となっております。

基本設計の概要については以上となります。

お手数ですが、6 ページのほうへお戻り願いたいと思います。

次に、2、事業説明会の開催結果についてご報告をさせていただきます。

事業説明会でございますが、令和2年8月8日土曜日午前10時より、中央公民館の集会ホールで開催をしております。参加者は37名、地元菅谷地区の方が大半でございました。

説明会では、事業の目的、これまでの経緯、施設の概要等についてを説明し、その後、質問やご意見をいただいております。その主なご意見等については、3に記載してございます。

1つ目でございます。建設後は災害時の避難所となることも予想されるので、防災井戸を設置してほしいとの要望がございました。市といたしましては、四中コミセンをほかのコミセンと同様に災害時の拠点避難所として指定し、防災井戸についても設置する計画であることをご説明しております。

2つ目でございます。空調設備の外部への設置や交通量の増加によって騒音問題の発生が予想されるが、環境アセスメント調査を実施するのかというご質問がございました。騒音問題につきましては、実施設計の中で市街地に建設する建物であることを十分に考慮して対策をしていくことをお伝えし、環境アセスメント調査の実施につきましては、必要性を含め検討するとお答えをいたしました。後日、環境アセスメント調査は空港や発電所、鉄道や高速道路など、大規模な事業を実施する際に環境に与える影響を調査するものであることを確認いたしました。コミュニティセンターにつきましては、調査の対象にはなっておりませんので、騒音対策につきましては、実施設計の中で検討し対策を実施していくということを次の説明会で改めてお伝えしたいというふうに考えてございます。

3つ目でございます。休館日や夜間に施設内で迷惑行為をする人が予想されますが、騒音対策を含め敷地の管理をどのように考えているのかというご質問がございました。休館日や閉館後の夜間の騒音を含む迷惑行為につきましては、今後注意喚起の看板の設置や関係機関による夜間のパトロールなど、具体的な対策について検討していくというご説明をいたしました。

4つ目でございます。コミセン敷地内の雨水が住宅地に流れ込まないようにしてほしいという要望がございました。コミセン敷地内の雨水につきましては、敷地内で調整をしながら両宮排水路の直接排水する計画とされていることをご説明しております。

5つ目でございます。コロナ対策として、定期的に窓を開けなくても済むよう、外気を取り込みながら冷暖房ができる空調設備を検討してほしいとの要望がございました。これまでに建設いたしましたコミセンの空調機につきましては、外部の外気を取り込みながら冷暖房をする仕組みとなっておりますので、四中コミセンについても同様にするという考えであることをお伝えし、定期的な換気につきましては、国のコロナウイルス感染症対策のガイドラインに基づいて実施しているというご説明をさせていただきました。

6つ目でございます。都市計画道路下宿仲之内線の整備計画がどのようになっているのかというご質問がございました。当日は、都市計画課の担当より、かわねや付近の交差点を改良して右折レーンを設置する整備を今年度より着手するという説明をしてございます。

事業説明会の開催結果につきましては以上となります。

次に、3、今後のスケジュールになります。

今年度、令和2年度につきましては、この後、茨城県のほうに事業認定の申請を行い、認定後、用地の取得に取りかかる予定でございます。令和3年度以降につきましては、実施設計、本体・外構工事に順次着手し、備品等を整備した後、令和5年度中の供用を開始する計画としてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑等ございませんか。

副委員長 建築のほうの要望なんですけれども、先日、水戸市役所へ行きましたら、今は多目的トイレと言わずにみんなのトイレという形で表示されていて、いろんな方に配慮したトイレになっていました。ちょっとそんなところも参考にさせていただいて、新しく造る施設ですので、ぜひとも参考に取り入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

建築課 建築課です。

貴重なご意見ありがとうございました。実施設計に向けまして、いろいろとこのサイン

等を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

議長 住民説明会で駐車場の台数が狭いとかっていう話出なかった。

市民協働課長 説明会の中では、駐車場に関するご意見などはございませんでした。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

それでは、執行部入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後 3 時 30 分）

再開（午後 3 時 32 分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席しました。

議案第 56 号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

市民課長 市民課長の高安です。ほか 2 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 43 ページをお開き願います。

議案第 56 号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

ページをおめくりいただきまして、45 ページの新旧対照表のほうをご覧ください。

第 6 条第 2 項及び第 3 項は、別表改正による本則で引用しております項番号に項ずれが生ずるための改正となります。

別表中、13 の項が個人番号の通知カード再交付手数料の項になります。この 13 の項を削り、14 の項を 13 の項に、順次 15 の項から 43 の項まで 1 項ずつ繰り上げる改正となっております。

次ページ以降につきましては、その繰上げ内容になってございます。

47 ページの附則におきまして、この条例の施行日を規定しております。

また、今回の手数料条例の改正により、令和元年中に交付済みの使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の第 6 条の規定に影響が生じるため、改正条例の一部を改正することにより、項ずれの解消をしております。

説明につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 56 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 56 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いいたします。

市民課長 続きまして、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定の市民課所管分についてご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

決算書につきましては 104 ページからになります。また、決算主要施策調書につきましては 25 ページから 28 ページとなっております。

決算書に基づきまして、款項目、支出済額の順でご説明させていただきます。

それでは、104 ページをお開きください。

上段になります。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、支出済額 1 億 13 万 4,590 円でございます。戸籍住民基本台帳事務費、個人番号カード交付等事業、証明書、コンビニ交付事業に係るものとなっております。不用額の主なものにつきましては、職員人件費関連並びに個人番号カード交付金になります。交付金の不用額の理由といたしましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付枚数のほうが想定より少ないことから不用額となっております。

続きまして、次ページ、106 ページをお開きください。

2 目一般旅券発給費、支出済額 242 万 4,209 円でございます。こちらはパスポート申請の受付、交付に係るものとなっております。

続きまして、147 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、市民課所管の事業といたしまして、中段にございます聖苑管理事業になっています。支出済額 4,190 万 4,819 円でございます。

那珂聖苑の指定管理、設備修繕等となっております。

市民課の所管事業といたしましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後 3 時 39 分）

再開（午後 3 時 40 分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第 63 号 令和 2 年度那珂市公園墓地会計事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

環境課長 環境課長の関です。ほか 2 名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

那珂市公園墓地事業特別会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 2 年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）になります。

それでは、4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 150 万 9,000 円、こちらにつきましては、令和元年度から令和 2 年度への繰越金を増額するものでございます。繰越金が増加した要因でございますが、令和元年度の永代使用料が想定の数 20 基で想定してございましたが、それより多い 24 区画の申込みがあったことによるものでございます。

続きまして、歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金 150 万 9,000 円でございます。こちらは、墓地をつくる時に一般会計から繰入れをしてございますので、そちらのほうにお返しするというものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 63 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、一般会計の所管部分について説明をお願いします。

環境課長 決算主要施策調書では 32 ページから 34 ページが環境課の所管でございます。

それでは、決算書 114 ページをご覧ください。

款項目、支出済額の順に読み上げてまいります。

2 款総務費、7 項災害復旧費、2 目現年度災害復旧費 2,684 万 8,559 円、このうち環境課の所管でございますが、備考にございます災害廃棄物対策事業の 1,333 万 6,714 円でございます。令和元年 10 月の台風 19 号による水害で発生しました災害廃棄物 208 トンを処理したものでございます。年度内に処理が困難なものもございましたので、665 万 6,000 円を次年度に繰り越ししてございます。

続きまして、144 ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 8,824 万 6,860 円、このうち環境課の所管でございますが、環境審議会事業、衛生病虫害等対策事業、狂犬病予防事業、環境保全対策事業、147 ページをお願いします。備考欄でございます。環境活動啓発事業、PCB 汚染物対策事業、以上の 6 事業で総額 1,374 万 8,905 円となっております。

主なものとしまして、PCB 汚染物対策事業でございますが、こちら公共施設の高濃度 PCB を含む安定器をドラム缶に一時保管しまして、平成 28 年度から令和元年度の 4 年間で処分するものでございます。令和元年度が最終年度でございます。令和元年度につきましては 391 キログラムを処分しまして、4 年間で合計 1,582.7 キログラムを処分しております。

146 ページでございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 4 億 7,713 万 8,153 円、内訳につきまして

は、清掃総務費、149 ページをお願いします。ゴミ啓発等推進事業、大宮地方環境整備組合負担金の3事業でございます。

147 ページにお戻りをお願いいたします。

翌年度繰越しの額の欄がございます。こちら繰越明許 620 万円についてご説明いたします。

内容につきましては、指定ゴミ袋の作成、これを緊急委託したものでございます。令和2年4月から使う予定の1年分のゴミ袋をつくるために1月上旬に委託契約をしてございます。1月下旬に中国でコロナウイルスの感染が拡大し、中国工場が稼働できず、納品のめどが立たなくなりました。急ぎ委託実績のある業者の中で、中国以外で、ベトナムであったんですが、製造が可能な業者と契約を締結しまして、半年分のゴミ袋、こちらの作成をお願いしまして、4月上旬に納品をされております。令和元年度予算で対応し3月を超えて納品となることから、確実に年度を超えるということで、繰越しの手続をしたものでございます。

続きまして、170 ページをお願いいたします。

6 款商工費、1 項商工費、4 目消費者行政推進費 355 万 7,128 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようでございます。

質疑を終結いたします。

続きまして、令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計決算について、まず歳入について説明をお願いいたします。

環境課長 318 ページをお開き願います。

歳入の部でございます。

款項、収入済額の順に読み上げてまいります。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料 581 万 6,955 円、2 項手数料 6,600 円。

2 款管理料、1 項管理料 483 万 3,560 円。未済額の 8 万 5,600 円につきましては、25 名の方の管理料でございます。うち 4 名につきましては、先月までに納付がございました。そのほかの方につきましては、今後も電話や訪問によりまして、納付をしていただけるように連絡をしてまいります。令和 2 年から、今年から管理料の口座振替を開始いたしました。使用者 1,560 件のうち 1,046 件、67%の方に口座振替を利用していただいております。口座振替は支払いに手間がかからず、支払い忘れを防止するというメリットがございますので、その効果に期待するところでございます。

続きまして、3款繰入金、1項繰入金、金額はゼロでございます。

4款繰越金、1項繰越金 689万3,434円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について説明をお願いします。

環境課長 支出の部でございます。

320ページをお願いいたします。

款項目、支出済額の順に読み上げてまいります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 360万4,066円でございます。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金 950万1,000円でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、金額ゼロでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

次に、常任委員会協議・報告案件であります下江戸地区の大規模太陽光発電についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、説明してまいります。

資料でございますが、17ページをお開き願います。

下江戸地区の大規模太陽光発電についてでございます。

今から説明する下江戸地区の太陽光発電につきましては、那珂市が行う事業ではございません。本日は情報提供ということで、7月末現在で事業者からヒアリングをした情報について、常任委員会に報告させていただきます。

令和2年1月から下江戸地区におきまして、アフターフィット那珂太陽光合同会社が工事を開始した那珂ソーラーパーク発電所の進捗を報告するものでございます。

1番、経過でございます。

この開発は、森林法に基づく林地開発許可で、茨城県知事の許可案件となります。アフターフィット那珂合同会社は、昨年12月に林地開発許可や農地転用などの許可を得まし

て、1月に伐採、伐根の作業から着手してございます。その他の手続につきましては、事務的な手続は5月までに完了している状況でございます。

2番、現状と今後でございます。

工事の進捗でございますが、本年1月から9月に予定しております工事につきましては、伐採、伐根の作業、管理用道路を造る作業、防災施設がでございます。施工業者につきましては、株式会社京セラソーラーコーポレーションという会社と株式会社アフターフィットエンジニアリングでございます。新型コロナウイルス感染症の影響や長梅雨の影響を受けまして、予定より1か月半ほど遅れていると聞いてございます。

今後予定されている工事でございますが、くい打ち架台設置、モジュール設置、接続箱設置と特定高圧電気工事等がでございます。

18ページをお願いいたします。

事業概要でございますが、事業概要や事業規模につきましては、3月の議会でご説明した後、変更はございません。

19ページ、航空写真ををお願いいたします。

こちらは工事現場の写真です。業者が7月上旬にドローンで撮影した工事の現場写真を提供いただいたものでございます。

作業で心配されることとしまして、水のこと、雨ですね、大雨についての対応はどうなっているかというところを確認してございます。水の処理の計画でございますが、場内に降った雨は、外周を小堰堤、数十センチの堰堤で囲むことで場外に出ることを防ぎ、水路を用いまして調整池へ導いて雨水を集めると。集めた雨水は時間差を設けて放流する計画となっております。

工事の方針ですけれども、工事では雨水や土砂の流出等が心配されることから、調整池など防災施設を優先的に工事すると聞いてございます。

工事中の雨水対策でございますが、調整池などが設置されるまでの間については、土砂や濁り水を出さないような措置をしているとのこと。仮設の沈砂池というのを造って、水を一時的にためおく、ためおいた水をろ過してから外に出すという方法で対応していると聞いてございます。

以上、進捗について情報提供をするものでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑等ございませんか。

副委員長 これ今は住民から何か苦情とか問題点を指摘されたというようなことはないでしょうか。

環境課長 濁った雨水がちょっと出てくるというお話等を聞いてございます。現場確認して、行ったときにはきれいな水になっている状況なので、雨が降った後、気にして現場に行くようにしてございます。

委員長 ほかにご意見、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

続いて、同じく常任委員会協議・報告案件であります那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の不適正事案についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

環境課長 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の不適正事案についてでございます。

20 ページをお願いいたします。

当該事案につきましては、3月の議会におきまして、常任委員会終了後に資料提出をさせていただいたところでございます。委員の皆様には報告が遅れましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、説明してまいります。

令和元年12月及び令和2年1月に那珂市鴻巣地内及び大内地内の2か所で発生した那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条及び第8条の違反事案について報告するものでございます。

事案につきましては2か所でございます。鴻巣地内の2,651平米の場所と、大内地内の1,820平米のところでございます。

2番、違反の内容でございます。

6条につきましては、土地埋立て等の許可、この許可なく土砂を搬入したことが違反したこと。もう一つ、2番としまして、8条、許可の基準です。発生場所が不明かつ改良土と思われる土砂を搬入した事例でございます。

3番、行政指導の状況でございますが、1番から4番の手続がございます。

1番、口頭指導、条例違反の説明、土砂搬入を中止すること、土砂を除去することを口頭で指導します。

2番、中止命令、土砂等による土地の埋立て等中止命令、こちらは手渡しで文書を交付するものでございます。

措置命令、土砂等による土地の埋立て等に係る土砂等の除去、その他必要な措置を取るべきことを命じる措置命令、こちらも手渡しの交付。

それでも従わない場合には、4番の措置命令違反による告発という流れになってございます。

現在のところは3番、措置命令、こちらの準備としまして、土砂等の土壌調査及び土量の測量、こちらを業者に委託しまして、8月に実施したところでございます。

調査した結果でございますが、結果が出ましたのが最近なので、ちょっと資料にはございませんが、県の条例、29項目の土壌の調査をしたところでございますが、大内地内で

水素イオン濃度指数、ペーハーと言われるものでございますが、それが9であったと、若干超えている部分があったものはございましたが、そのほかの項目につきましては、基準値を超える項目はありませんでした。

残土ストックされた量の調査につきましては、ドローン撮影で測量をしていただきました。鴻巣地内の土量が6,991立米、大内地内が3,017立米でございました。

4番でございます。無許可搬入等の対策でございますが、こちらパトロールを実施してございます。市内で類似している状況をこちら税務課等で調査をしまして、パトロール図面をつくりまして、パトロールをしております。

2番、職員に対しての情報提供を依頼してございます。土砂搬入の現場、ナンバー等を隠したダンプなど、コンビニで待機しているものも含めて発見した場合には、直ちに環境課に連絡することとしてございます。

3番、搬入停止手順、こちらは早急に対応できるように手順を整理しました。アとしまして、所有者に対し、土砂の承諾、売買の有無などを確認して、イ、土地の所有者の承諾の事実がない場合には、所有者に了承を得て搬入現場の入り口を封鎖するという手順を整理してございます。

(4)番、残土条例、先ほどから申し上げます条例、こちらにつきまして、現行の条例では下限値500平米というものがございますので、この下限値の撤廃、500平米未満は残土条例の対象と今のところなっていないので、ゼロからもう残土条例の適用になるような条例改正を進めております。是正、措置命令などの強化につきましても、令和3年4月に執行できるように準備を進めているところでございます。

情報提供につきましては、委員の皆様から数多く情報提供をいただいております。提供いただいた中で、早期発見につながった事例もございました。ご協力感謝申し上げます。

以上、進捗状況につきまして報告いたします。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

笹島委員 鴻巣地区を見に行ったんですけども、大内はちょっと見に行っていないんですけども、農道だったところを広げられて、ダンプカーが通って、コンクリート工場かな、前すごいこう、今でも変わっていないんですか、あれは。

環境課長 前面の道路に土砂を入れられた先に鉄パイプみたいなものが道路上に放置されていたのは、指導によって敷地内に、筆の中に移動してあります。高さとかの状況については、そのままの状況でございます。

笹島委員 コンクリート工場の人たちも恐怖に感じているんじゃないですか、近くであれだと、ということはないんですか。どけてくれということで。

環境課長 コンクリートの工場、現在やっております。

笹島委員 そうすると、これ何か聞いたところによると、あの所有者ですよ。その方がやっているわけでしょう、その残土を持って来て山積みして。その中に何かちょっとガラっぽいなものが入っていて、純粋な残土とは思えないような感じもしたんですけども、そういうのは違法というの、今のちょっと教えてくださいませんか。

環境課長 残土条例の残土の解釈でございます。先日、県の会議がございまして、残土というのは、産業廃棄物になるのか否かというところの質問が出ておりました。土については有価物であるという判断から、それは廃棄物ではないというのが県の回答でございました。

それですので、産業廃棄物、コンクリートのガラだったり、瓦だったりとかという産業廃棄物とは別だというふうな回答を得たところでございます。

笹島委員 県のほうもそういうふうな、産業廃棄物じゃないということで、どういう条例で適用していかなきゃいけないんですか、これ。

環境課長 那珂市の条例でございますが、この那珂市土砂等に係る土地の埋立て等の規制に関する条例という条例で現在対応してございます。

笹島委員 あの量からいえば、県の条例に当てはまりますよね、那珂市の条例じゃなく。

環境課長 県の対応は 5,000 平米以上になるということで、こちらの面積は 2,699 平米なので、那珂市の案件だというふうに話をされました。

笹島委員 これ大内のほうは分からないんですけども、ほかの市町村でも同じことやってまして、悩んでいる市町村もあるんじゃないですか。そういうことで連携し合って、連絡取ってやっているんですか。

環境課長 他市町村での事例のところも聞いております。そちらのほうにはちょっと出向きまして、どういうふうに対応しているのか、どういうふうに変更していくのかとか相談してやってございます。

笹島委員 何かそのインパクトがあるような、この条例でなかなか難しいんじゃないですか。

先ほど言った所有者ですよ、所有者がそこに残土を持って来ているんでしょう、土地の所有者。

環境課長 所有者に話を聞きますと、入れられてしまったという言い方をしております。

議長 これはその高速の向こう側のやつだろう。

環境課長 そのとおりです。

議長 これ遅いよ、対応がね。あれだけの山になっているんだよ。もっともっと早くね、目と鼻の先なんだから。対応が遅すぎるって。これ見るというと、搬入した業者、これ分かったの。

環境課長 搬入した業者でございますが、グループがありまして、その搬入グループ、県の…

議長 ちょっとマスク、よく聞き取れないんだよな。

環境課長 県内でもいくつかそういう事例がございまして、一つのグループがある程度の活動をしているということで、県のほうから情報を入手してございます。

議長 これ事業者名、W工業、W氏と書いてあるのは何これ。

環境課長 固有名詞が入ります。

議長 これが搬入したというわけだろう。

環境課長 このW工業のW氏が実際に現場でやっていたというところで。

議長 そうしたら、これ相手分かっているんだもの。撤去させなくちゃ駄目だろうよ。それでいくというと、これじゃ駄目か、告発では。

環境課長 順番がありまして、中止命令は出してございます。中止命令に従わなかった場合には措置命令を出す。その措置命令を出すために、土量とか土質とかを調べる必要がございました。コロナの影響でちょっと時間が延びましたのと、土量調査につきましては長雨でドローンが飛ばせない状況がちょっと続きまして、現在に至るところでございますが、こちらの資料がそろいまして、弁護士に相談し、告発できるか、まず措置命令を出すところからになるんですけれども、3番の措置命令をする準備として、現在、土壌調査と測量をしたところでございます。

議長 ということは、この行政指導の状況というのは、市町村の行政の権限を表わしているわけ。

環境課長 そのとおりでございます。

議長 県というのはもうちょっと縛りがきついよね、県の場合は。県と市町村の縛りというのは違うだろう。そう思うんだけど、そういう県との連携とかということというのは、これはできないの。

環境課長 県の廃棄物対策課が担当になります。そちらと連携をするところではあるんですけれども、面積によって市町村案件だということで、対応していただけていないというのが状況でございます。

議長 どうするの、これ。残土、残土というか廃棄物。

環境課長 現在のところ条例に基づきまして告発をして、撤去を求めていくというところがございます。

議長 那珂市は甘いね。あれだけの量を捨てられる前にね、もうちょっと早くそういう何かの方法を講じることできなかったの。あれ何百台よ。何百台じゃなくて、ひよっとしたら何千台、10トン車とか大きさによっても台数が違うだろうけれども。大型車で換算した場合に、あれ何百台ぐらいありますか、そこの高速の向こうの鴻巣の場合は。

環境課長 1台10トン車で7立米積めると換算すると1,000台近くになります。

議長 70台。

環境課長 7立米と換算して、土量を割り返すと約1,000台ぐらい。

議長 1,000台。その辺が我々には理解できないというんですよ。それだけの量を、そうした

らば、日にちにしたら相当な日数かかっているわけだよね。そうでしょう。もうちょっとそういう措置ができなかったのかなど。対応の遅れというのが一番問題なんですよ。まだね、大内、あそこは。これでいくというと、大内だね。あれは早めに、それでもストップというか、道路を閉鎖したりなんかしたからそれほどではないでしょう、向こうは。ああいう山の中でとはこっちは条件が違うでしょう。どうするのよ、あれ。環境課でどうするつもりですか、あれ。

環境課長 行為者等に対応を求めていく……

議長 何かよく聞き取れないよ。

環境課長 行為者に対応を求めていくところでございます。

議長 ちょっと委員長、とんでもないですよ、あれは。あの量は。それから、地域から出てくるんだろうけれども、排水路かな、あれ。用水路じゃなくて排水だったけっか。かなり破損されていた。あれなんか修理やってくれたの。

環境課長 そのまま放置されている状況です。

議長 それだもの。どうするの、それ。

部長、どうしますか、あれ。

市民生活部長 まず、この大きな事案が発生して、第1例目というか、1回目がこの鴻巣の案件だったんです。正直、議長おっしゃるように、それまではちょっとこのことに対して手薄だったというか、それは認めます。本当にそれに対しては申し訳ございませんでした。

それ以降につきましては、こちらの資料にも書いてあるとおり、パトロール等、あとは情報提供等によって、現在のところはある程度、未然というか、ちょっとの段階で防いでいるというところでございます。

その1件目の鴻巣の案件につきましては、今、最終的には告発というものに向かって粛々と作業を進めているところでございます。これに関しましても、事業者と何回か会って、担当のほうで、それについては改善の命令等をお願いしたところなんです、それについては従っていただけなかったということで、措置命令と、最終的には告発ということで進めているというところでございます。

以上でございます。

議長 環境課でもいろいろ努力したのは分かっているんだ。行っていて、業者と鉢合わせになったことあったろう。ユンボあたりの頭がんと持ってこられたり、身に危険を感じたようなことあったろう。

環境課長 ございました。

議長 今の業者というのはみんなそうなんです。というのは、いわゆる市町村の権限というのは全て把握しているから。そういうことも把握している。それから、茨城県で残土なんかの捨てる甘いところ、那珂市、一番先に上がっている。それから、城里町、この辺

では。だからやられちゃうんですよ。だから、これに出ているけれども、パトロールの強化って書いてあるね。もっともっと強化しなきゃ駄目ですよ。今、道路に捨てていくんだわ。常陸大宮市の小場ってあるだろう、環境センター。環境センターのあの処理場をこっちから行って右に入るところあるね。あれから、300メートルぐらい、300か400メートル行くと、右側が駐車ができるスペースがこう広がっているところがあるの、舗装されて。そこに大型で1台ぶんまいてあるわ。ああやってね、ああいうところまでおいていっちゃう。

それと、常陸大宮市の火葬場あるだろう、斎場、大宮聖苑。あれを向こうの国道のほうからじゃなくて、こっちの小場のほうから行って、今度、新しく県道から入り口が広がったところがありますよね。あの火葬場へ入っていく。あれ入って行って、火葬場の入り口の手前、坂下りる手前の左側、ここにも同じ廃材というか、ガラ、1台そっくり捨ててある。今、それで、あれは県かな、県道かな、あれは。シートをかけたようだね、ここ二、三日前。

今ね、業者というのは、そういう悪質なやつはそれだから。とにかく巧妙です。それとね、その法律、これをよく彼らはね、悪い勉強をしている、勉強といっても、悪い勉強している。だから、例えば行ったら、立入りに行って業者がいた。捕まえることもできないでしょう。警察、そのとき同行した。警察もあまり権限がないと思ったな。

環境課長 警察にも同行していただいています。

議長 何か警察も権限がないらしいですよ。だから、そういうことを全て彼らは分かっているんですよ。だから、やるのが巧妙化されている。当然悪質な、そういうことに結びつくわけ。だからね、パトロールの強化というのは、これは本当に一番大事だよ。ただ、パトロールしていたって、そこ行ったらどうにもならないわな。権限がないんだから。権限がないでしょう。あーって見ているだけじゃないの。せいぜいナンバー控えたり、そのぐらいの程度で、それ以上の言葉、あまりなと言えないもんな。

そういうふうだね、とにかく今はもう巧妙になっていますね。だから、じゃどうしたらいいのかということを経営部ではこれからよくね、知恵を出さなきゃ、本当に知恵比べになっちゃっているよ。だから、もうあとはやはり法改正が必要ですね。私はそう思うんですが、ただね、余計なことは時間の無駄ですけども、そのあの山になっている、あれに対しては、本当に早急な措置を講じることを切にお願いをしたいですね。

それで、なぜそうかという、あそこにある残土というのは、検査してありますか、検査済みですか。

環境課長 検査しました。

議長 した、有害性は全くない。

環境課長 ありませんでした。

議長 なければいいんですよ。あれが有害性なんかあったらとんでもないし、ただ、あのまま

放っておくわけにはいかないでしょう。一つ、その辺を慎重に講じていただかないと、あの近隣の人、非常に困っていますよ。よろしくお願いします。

環境課長 議長から、先ほど常陸大宮市での事案のお話がありました。こちらにつきまして、常陸大宮市の環境課のほうから、最近ちょっと報告が、情報提供がありましたので、ここでちょっとお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

議長 それと、指摘ばかりじゃなくて、この前、福田地区に、インターチェンジのちょうど南側というのかな。あれは環境課の職員がいち早く見つけて、3台か4台ぐらいしか捨てられなかった。あれ撤去したよね。そういうふうだね、パトロールをやはりしっかりやるのと、それから地域の人をお願いをすることですよ、いち早く通報をいただく。そう思わないですか。あの福田のあれなんかというのはひどかったんだよ。あの道路の幅員、2メートル弱ですよ、あれ。1.8メートルかな、昔の1間道路というのかな。大型車両だから、10トン車。それも前進で入っていくと方向転換できないの。バックです。あれ400メートルぐらいある、延長で。バックですよ。バックで入って行って捨てて、それで前進で出て。何台かやられる。それもちょっと疑問な点があるんですよ。そこに住宅があるんだよ、何軒か。その人らが本当だったら通報しなきゃならないんだ。通報していないんだ。どうもその辺がちょっとこう、うん。

あれは職員が見つけたんだろう。

環境課長 委員の皆さん……

議長 ちょっとマスク取ってよ、聞こえないから。

環境課長 ここにいらっしゃる委員の方の情報提供などもございました。通りがかりに、ダンブ通っているけれども、大丈夫というふうな情報提供をいただきまして、現地を確認したところ、見つけたものでございます。

議長 だから、よかったよね。これは敬意を表したい。これからもひとつ頑張ってやってくださいよ。お願いします。

環境課長 関連しますので、先ほどのゲリラ投棄と言われるものでございます。

こちらにつきましては、1月、今年に入ってから、大子町の生瀬をはじめとしまして、ちょっと連絡いただいたのは、7月7日までの間に27件、ゲリラ的な、先ほど議長がおっしゃった道路の余剰地みたいなところにトラックで行って降ろして逃げていくという手口が27件発生しているということで、常陸大宮市のほうから情報提供を受けました。残土と同じように、委員の皆様、もしそういう怪しげなトラックがあった場合にはご連絡をいただければ、即時対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 我々もそういったところを見かけた場合にはね、通報しますし、また、環境課のほうとしてもパトロールの強化、そしてまた今回のこの事例については措置命令、そして告発、スムーズにいかれるように希望いたします。

それでは、よろしいですか。

(なし)

委員長 では、以上でこの件を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午後 4 時 29 分）

再開（午後 4 時 30 分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席しました。

議案第 67 号 防災情報システム整備事務の変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

お手元の令和 2 年第 3 回定例会議案書の 71 ページをお開き願います。

議案第 67 号 防災情報システム整備事業の変更契約の締結についてご説明いたします。

防災情報システム整備事業の変更契約をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

事業の契約変更内容については、1、契約の目的、那防第 1 号 防災情報システム整備事業に係る第 1 回変更契約。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、当初契約額 11 億 6,079 万 3,720 円、消費税率改正後額 11 億 6,775 万 3,720 円、第 1 回変更後契約額 11 億 9,634 万 6,020 円、第 1 回変更増額分 2,859 万 2,300 円。

4、契約の相手方、日立国際電気・建設技術研究所特定建設工事共同企業体。

提案の理由でございます。

平成 30 年度から 3 か年の継続事業で実施しております。このたびデジタル波の弊害もあり、市役所から近い地域でも電波受信状況が悪く、屋外アンテナを設置する必要が生じたため、工事請負費等の変更になります。そのため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものです。

続きまして、72 ページをお開きをお願いします。

第 1 回変更契約、1、変更契約の金額 2,859 万 2,300 円、総額 11 億 9,634 万 6,020 円。

2、変更契約の内容、工事請負に係るもの 3,739 万 2,300 円の増、概要、機器製作費、外部アンテナ、工事材料等の工事一式になります。備品購入に係るもの 880 万円の減、当初契約上の戸別受信機の台数の減によるものです。工事請負に係るものと備品購入に

係るもので、合計 2,859 万 2,300 円になります。

3、契約の期間、平成 30 年 9 月 21 日から令和 3 年 3 月 12 日まで。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これはあれですか、今まで、アナログからデジタルへ変えましたよね。そして、今度は今言っていた、それではなかなか、デジタル化するとクリアだね、音量が出るということで、誰でも思っていたんですけども、そうじゃないようなところが、アンテナをつけなきゃいけない部分で、それを追加という形ですか。

防災課長 今現在、平成 30 年度から 3 か年でやっているもののところで、電波状況の受信状況を確認しながら、アナログからデジタルに交換作業を現在しているところでございます。その中で、平成 30 年度、31 年度では、市役所から遠い場所を先行的にやって、アンテナの設置をしてまいりましたが、現在、菅谷地区と五台地区をメインに回っている中でも、やはり近いところでも電波が入らないということで、外部アンテナを設置しなくてはならないという件数が増えてしまったために、今回の変更契約になっております。

笹島委員 多分、最初からもうそういう電波障害が起きるというのは知っていたと思うんですよ。ただ、その予想外に多くなったからということで、この追加ということ、そういうことですよ。

防災課長 そのとおりでございます。

笹島委員 そうすると、この日立国際電気というのは、それはもう最初からリサーチはしていなかったのかな。やってみて初めて分かったんで、追加をお願いします、そんな単純なものだったんですか。

防災課長 まず、設置する前に実施計画というのを立てた中で、当初、那珂市内で外部アンテナが約 1,000 基ほどアナログ波のときについていました。実施設計をするときに、設計上、約 4,000 台、3,900 台分ないとカバーできないということは提案を受けて、それで工事を進めてまいりましたが、今回、菅谷と五台、あと残っている一部の平野やそういうところ、本米崎地区、額田地区につきましても、やはり入らないところがありますので、それで 2,100 台の増額になったのが今回の経緯でございます。

また、当初交換作業に行ったときには、入っているという判断が出た家もあるんですけども、ここ一、二年の間に、やはり放送が途切れて入らなくなるというようなものもありますので、一度交換作業をしましたけれども、もう一度、アンテナをつけに行っている作業もございます。

笹島委員 もうこれ以上追加はないですよ。

防災課長 ございません。

副委員長 すみません、4,000台つけて、それで対応できなくて2,100台って、全部で6,100台つけるということになるということですよ。

防災課長 当初、3,900台で、今回2,100台の増なので、全部で6,000台のアンテナの設置になります。

副委員長 何百台なら分かる気がするんですけども、あまりにも数が多い気がするんですが、それって当然、業者にこれなら大丈夫ですよという見込みの中でやったときに、あまりにも数が違いすぎませんか。

防災課長 最初の実施設計上のところは、机上での設計なので、実際に家の中の置く場所を限定して設計をしているわけではないので、実際に当初から、何百台か何千台の単位でアンテナをつける設計変更は出るという予想は、当初からお話はいただいております。

副委員長 そうすると、これぐらいの台数は執行部のほうでも予定していたということですか。

防災課長 具体的な数字は予想はしていなかったんですけども、ただ、アパートの方のところも、1部屋1部屋つけることになってしまうので、アンテナ、この今のコロナの情報や雨の情報になると、今まで持っていなかった方も設置をするというお話が数増えていまして、どうしてもそのアンテナの数が増えてしまったというのが現状でございます。

委員長 よろしいですか。

副委員長 これだけ違うと、普通だと何か企業側の責任もあるように思うんですけども、じゃそれはないんですね。完全に市が今回持たなきゃいけない部分として認識しているということで大丈夫ですね。

防災課長 今回はあくまでも設置する状態のときに、電波状況の確認をしてからの工事になりますので、当初から、例えば1万台のアンテナを予定していた場合には、今度、返還できなくなってしまうので、必要な台数が確定したときの対応でという形を取らないと、経費的にも落とすことができないというのが分かっていたので、この対応でやむを得ないと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いします。

防災課長 決算書の 94 ページをお開きください。また、決算主要施策調書 36 ページから 39 ページが防災課の所管となっております。

それでは、決算書 94 ページから、款項目、支出済額の順にご説明させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、10 目交通安全対策費、支出済額 424 万 5,800 円でございます。

続きまして、96 ページをお開きをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目原子力対策費、支出済額 171 万 6,916 円でございます。

次に、98 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目諸費、支出済額 4,241 万 2,419 円になります。この目で防災課が所管するのは、101 ページの上段、防犯事業と下段の空き家対策協議会設置事業の 2 つでございます。

続きまして、112 ページをお開き願います。

下段になります。

2 款総務費、7 項災害復旧費、1 目過年度災害復旧費、支出済額 277 万 9,628 円でございます。不用額で主なものは、使用料及び賃借料の 96 万円です。理由としては、東日本大震災により福島県から避難している 2 世帯のうち、1 世帯が年度途中で帰還したため、応急仮設住宅の借上げ料の残金でございます。

続きまして、114 ページをお開き願います。

上段になります。

2 款総務費、7 項災害復旧費、2 目現年度災害復旧費、支出済額 2,684 万 8,559 円でございます。この目で防災課が所管するのは、115 ページの上段の災害救助対策事業の 11 需用費と 12 役務費でございます。

続きまして、188 ページをお開き願います。

下段になります。

8 款消防費、1 款消防費、5 目災害対策費、支出済額 5 億 7,389 万 9,468 円でございます。翌年度繰越額、通次繰越し 348 万 1,280 円でございます。この通次繰越しは 191 ページの上から 5 つ目の防災設備整備事業になります。不用額で主なものは、191 ページの一番上の防災無線管理事業の修繕料 110 万円です。理由は、修繕箇所がなかったためです。

2 つ目、2 番目の自主防災組織育成事業の負担金、補助及び交付金 112 万 9,000 円です。理由は未結成自治会の結成補助金と資機材等整備補助金及び防災士資格補助金の残

金でございます。

3つ目、5番目の防災設備整備事業の備品購入費の126万4,950円です。理由はIP無線の購入の入札差金でございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 すみません、施策調書の36ページなんですけれども、防犯カメラ設置工事2台というのは場所はどこになりますか。

防災G長 お答えいたします。

額田駅前と、それから下菅谷駅前の2か所になってございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩(午後4時46分)

再開(午後4時47分)

委員長 再開いたします。

会計課が出席いたしました。

議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明をお願いします。

会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長の清水です。よろしくお願いいたします。

お手元の決算書の75ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、支出済額406万6,916円でございます。こちらの金額につきましては、会計事務を円滑に行うための会計事務費の経費になってございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後４時４８分）

再開（午後４時５０分）

委員長 再開いたします。

これより議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 68 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後４時５１分）

再開（午後４時５１分）

委員長 再開します。

その他の案件となります。

まず初めに、茨城県市議会議長会令和２年度第１回議員研修会の参加者につきまして協議を行いたいと思います。

なお、今年度は日帰りの研修で、場所は小美玉市の四季文化館みの～れで午後２時からの開催予定となっております。

それでは、開催についての通知は皆さん、お手元にありますね。

研修会の参加を希望される方はいらっしゃいませんか。行きたい方。いない。

11月16日の月曜日です。山梨学院大学法学部政治行政学科教授、「地方議会の役割とこれからの議会改革」、いないですか。

（複数の発言あり）

委員長 じゃ副委員長。

副委員長 分かりました。

委員長 小泉副委員長と決定いたしました。

続きまして、調査事項について、6月の委員会において、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によりまして保留としておりました。改めて調査する事項がありましたらご意見をいただきたいと思いますが、ご意見等はいかがでしょうか。

笹島委員 今日いろいろ、道の駅の件で、これからどういう構想云々なんて、まだ何もあれしていないけれども、どんどん進めようとしているんで、私たち何も分からないでね、す

ごくこっちはどんどん進めていってという、議員が置いてけぼりになっているので、できれば近隣の常陸大宮市とか常陸太田市とか大子町とか、駅長さんにお会いして、本当に現状はどうかということを本当に聞きたい、生の声が聞きたいですね。じゃないとこれ本当にもうどんどん進んでいっちゃって、何か我々置いてけぼりにされている感じというか、どうでしょう、委員長。

委員長 この近辺ですと常陸大宮市、常陸太田市、大子町。常陸太田市には2つあるんだよね。  
(「常陸太田市と常陸大宮市でいいよ」と呼ぶ声あり)

委員長 笠間市は大きいんだよね。あれ、でもまだできないな、まだできない。  
(複数の発言あり)

笹島委員 それは、じゃ委員長と副委員長で決めて。

委員長 道の駅をどういう現状なのかというのをみんなで見に行くというのは、これはこっちでは、それ行きたいと言っても、今このコロナの影響で向こうが受入れするかどうかもありますので、その辺は確認してからできないと思います、駅長に。向こうの受入れができるかどうか、その確認を取ってからということによろしいですか。そうすると、10月、11月くらいになるかと思うんですが。

分かりました。それでは、そのようにいたします。

それでは、本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後4時56分)

令和2年11月27日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 勝村 晃夫